

令和7年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第1回）

日時：令和7年8月29日（金）14：00～15：20

場所：オンライン開催（横浜市役所 18 階みなど4・5）

次 第

- 1 こども青少年局長あいさつ
- 2 委員等紹介
- 3 令和6年度の計画の振り返り及び令和7年度の重点取組の進捗状況 資料3
- 4 社会的養護自立支援実態把握事業について 資料4
- 5 「第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の策定について 資料5

【配布資料】

- 資料1-1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料1-2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3-1 令和6年度の計画の振り返り
- 資料3-2 令和7年度の重点取組の進捗状況
- 資料4 令和6年度（2024年度）横浜市社会的養護自立支援実態把握事業報告書概要版
- 資料5 「第3期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の策定について

令和7年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議委員名簿

【有識者・支援団体等】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代表理事
2	ハヤノ マチ 早 野 真 知	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜南 管理事業課長
3	タカハシ ケイタロウ 高 橋 敬 太 郎	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ナカニシ エイチ 中 西 英 一	横浜市主任児童委員協議会 鶴見区代表
5	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木・さくらの木センター長)
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人日本水上学園(児童養護施設)理事長 特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教授
8	イケダ マサノリ 池 田 正 則	特定非営利活動法人リロード よこはま西部ユースプラザ 施設長

【行政職員】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	シノザキ トモエ 篠 崎 智 恵	旭区左近山保育園 園長
2	イシガミ ヒカル 石 神 光	こども青少年局 西部児童相談所長
3	イノウエ チエヨ 井 上 智 恵 子	もえぎ野小学校 校長

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局出席者名簿（R7）

所属・補職		氏 名
局長	こども青少年局長	福 嶋 誠 也
部長	こども青少年局総務部長	白 井 正 和
課長	こども青少年局企画調整課長	原 弘 岳
	こども青少年局青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	こども青少年局青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	こども青少年局放課後児童育成課長	河 原 大
	こども青少年局こども家庭課長	藤 浪 博 子
	こども青少年局地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	こども青少年局こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こども青少年局こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	木 村 知 香 枝
	こども青少年局障害児福祉保健課長	高 島 友 子
	こども青少年局保育・教育支援課幼保小連携担当課長	谷 口 な お み
	こども青少年局保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	政策経営局経営戦略課基本戦略推進担当課長	田 中 浩 平
	健康福祉局企画課長	松 村 健 也
	健康福祉局福祉保健課長	近 藤 崇 (代理：担当係長 鳥海陽介)
	健康福祉局生活支援課長	伊 藤 泰 毅
	教育委員会事務局教育政策推進課長	白 井 美 由 紀
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	大 峽 誠 (代理：就学係長 磯貝俊介)
	教育委員会事務局学校経営支援課	熊 切 隆
	教育委員会事務局高校教育課長	宮 村 浩 文
教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課担当課長	末 吉 和 弘	
教育委員会事務局東部学校教育事務所学校教育支援課長	大 山 憲	

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号（こども青少年局長決裁）
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（以下、「計画推進会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（目的）

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」（以下、「計画」という。）に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

（委員）

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

（会議）

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

（分科会）

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

（謝金）

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

（意見の聴取等）

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議(分科会を含む)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

1 計画の進ちょく状況把握のための目標値に関する振り返り

対象	目標	計画策定時	R4年度実績	R5年度実績	R6年度実績	目標値(R8年度)	これまでの取組(令和6年度まで)	今後の取組・方向性
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠11週以下での届出の割合	96% (令和2年度)	96.3%	96.3%	92.4%	96%以上	母子保健コーディネーターを全区に配置し、妊娠から産後4か月までの切れ目のない支援を行いました。「妊娠の届出」をした妊婦に対しては、看護職による面接を実施し、妊娠に伴う心身の変化や出産前後の支援の有無等を伺うとともに、母子健康手帳や子育てガイドブックをお渡しして、妊婦健診等の受診勧奨や、子育て支援に関する情報をお伝えしました。	妊娠期からの相談体制を強化し、「妊娠届出者に対する面接」や、妊婦等包括相談支援として妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に継続的な支援を行うことで、引き続き、子育て世代包括支援センターの機能を充実させていきます。
未就学期	保育所等待機児童数	16人 (令和3年4月)	10人 (令和5年4月)	5人 (令和6年4月)	0人 (令和7年4月)	0人 (毎年4月)	増加する保育ニーズに対応するため、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、それでもなお受入枠が不足する地域に必要な保育所等を整備するなど、新たに1,048人分の受入枠を拡大しました。また、保育士宿舍借り上げ支援事業、就職面接会、見学会の開催や修学資金貸付、保育士・保育所支援センターの共同運営、潜在保育士等への就労奨励金など保育士確保策に取り組みました。 様々な取組を進めることにより、令和7年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は、平成25年以來12年ぶりに0人(対前年比で5人減)となりました。	待機児童ゼロの継続に向け、「こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画)」における待機・保留児童対策の基本方針を踏まえ、既存の保育・教育資源を最大限活用し、それでもなお受入枠が不足する地域に地域型保育事業等を整備し、地域の保育ニーズに合わせて404人の受入枠を確保します。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。 また、依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き各事業を実施するとともに、新たに、将来の保育・教育人材の確保を目的として、中学・高校生に保育の魅力を送信するため「中学・高校生園見学促進事業」を実施するなど、保育者確保に向けた採用・定着に係る取組の充実を図ります。
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	42.1%	54.3%	54.3%	93.60%	令和4年度から3年間、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」調査研究モデル地区の指定を受け、子ども同士の交流活動と大人同士の連携活動の充実を目指し、全区で実施している幼保小教育交流事業に力を入れました。 令和5年度末には、各地区や施設における優れた実践をまとめた「実践事例集第9集」、令和6年度末には架け橋プログラムの実施の手引きとして「横浜版接続期カリキュラム育ちと学びをつなぐ 架け橋プログラム編」を発行し、全施設に配布しました。 また、子どもの主体的な遊びを実現し、これからの時代に求められる探究心などの力を育成する「探究心を育む遊び研究会」を立ち上げ、研究成果を広く市民に向けて発信しました。	令和4年度末に全ての園校に配布した「Let's talk about our架け橋プログラム@ヨコハマ」及び令和5年度に作成した「架け橋カリキュラムデザインシート」を活用し、幼保小の保育士・教諭が対話を通してカリキュラムの作成・充実を図っていくとともに、小学校1年生の学習指導案に就学前の体験等の実態を記載する取組を推進します。 また、令和6年度末に刊行した「横浜版接続期カリキュラム 育ちと学びをつなぐ 架け橋プログラム編」を活用し、各施設での取組を見える化し、カリキュラムに位置付けるための支援を進めます。
小・中学生	寄り添い型生活支援事業の実施所数	17か所 (令和2年度)	21か所	21か所	21か所	24か所	保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象とした寄り添い型生活支援事業を、18区21か所で実施しました。また、支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化に取り組みました。	寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が安定的・継続的に生活習慣の習得等ができるよう、令和6年度に行った調査結果を踏まえ支援の充実に向け検討します。
	放課後学び場事業実施校数	小学校29校 中学校59校 (令和2年度)	小学校34校 中学校71校	小学校37校 中学校69校	小学校39校 中学校66校	小学校35校 中学校147校	事業開始した平成28年当時は、地域住民や大学生などのボランティアが中心となった委託実施型及び学校配当型で、中学校のみでの実施でしたが、平成31年度からは小学校にも対象を拡大しました。 また、R4年度からは学習支援について一定のノウハウを持つ企業やNPO法人等に業務を委託する企業・NPO法人等運営型を開始しました。	中学校全校実施目指していましたが、学校ごとに課題は異なるため、各校の実情に応じて実施の判断をすべきであり、一律に全校実施という目標値の設定が、学校の負担感にもつながり、適切でないことが判明しました。 今後は、実施を希望する学校への支援は継続しつつ、実施手法について、活動主体である学校や地域におけるボランティア等の人員確保のために、他部署との連携も視野に入れ事業を進め、より学校のニーズに沿った、柔軟かつ安定的な支援をできるようにしていきたいと考えています。
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	77.2%	81.6%	87.2%	80%以上	スクールソーシャルワーカーが各校を巡回し、児童・生徒のニーズを把握した支援、保護者への支援や学校への働きかけ等、適切に対応をしています。適宜、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークをいかし、困難を抱える家庭への支援を行い、子どもの健やかな成長を支えました。	子どもたちが抱える問題は、多様化、複雑化しています。引き続き区や児童相談所を始め、民間事業所等の関係機関とのネットワークも構築しながら、子どもたちが置かれている環境への働きかけや困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。
中学生	生活保護受給世帯の子ども的高等学校等進学率(高等学校等進学者数/卒業生数)	97% (令和2年度)	95.3%	96.7%	97.2%	99%	区生活支援課のケースワーカーや教育支援専門員は、生活保護受給世帯の中学生とその養育者に対して必要な情報提供や進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援、寄り添い型学習支援事業等を通して、進学・就学に向けた支援を行い、中学3年生の高校進学率向上を進めています。(更新なし)	引き続き、区生活支援課のケースワーカーや教育支援専門員は、生活保護受給世帯の中学生とその養育者に対して必要な情報提供や進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援、寄り添い型学習支援事業等を通して、進学・就学に向けた支援を行い、中学3年生の高校進学率向上を推進します。(更新なし)
高校生	市立高等学校における就学継続率(卒業生数/入学者数)	94% (令和2年度)	91.9%	90.2%	92.2%	96%以上	すべての市立高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、配置時間を拡充することで相談体制の強化を図りました。また、定時制高校では、学力の充実と学校生活の安定、きめ細かい就職指導を重点課題ととらえ、入学時からのキャリア教育の充実、「学び直し」の講座の設置、「産業カウンセラー」の配置などの対応をとっています。	生徒が安定した学校生活を行えるよう、相談体制の充実に向けて引き続き学校と連携していきます。生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、「通級による指導」を適切に活用します。また、ユーススクールソーシャルワーカーとの連携を強化して、生徒の学校生活上での困難さの解消に取り組みます。
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(進路決定者数/卒業生数)	99.7% (令和2年度)	98.5%	99.4%	97.9%	99%以上	すべての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。	生徒一人ひとりに合わせたきめ細やかな支援が行えるよう、引き続き学校と連携していきます。
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成割合	54% (令和2年度)	59.0%	54.0%	—	70%	これまで施設等退所後児童アフターケア事業(国事業名:社会的養護自立支援事業)として、児童が施設等退所後も「安心・安定した生活」を継続することができるよう継続支援計画を作成し、計画に基づく支援を行っていましたが、令和6年4月の児童福祉法改正に伴い「社会的養護自立支援事業」が廃止され、「社会的養護自立支援拠点事業」が創設されました。これまでは退所後児童のみを支援対象とした事業でしたが「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等」も加わり、支援を実施しています。 継続支援計画の作成について規定されていた「社会的養護自立支援事業」の廃止に伴い、令和6年度から「継続支援計画」の作成は実施しておりません。ただし、新たに創設された「社会的養護自立支援拠点事業」の支援の中で「生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援計画を策定すること」と規定されておりますので、「支援計画」の策定が必要と判断した者について適正に策定し、きめ細やかな支援の充実を図ります。	—
困難を抱える若者	若者自立支援機関等の支援により、状態の安定・改善がみられた割合	88% (令和2年度)	80%	80%	76%	90%以上	若者自立支援機関等における若者の自立に向けた相談支援や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた支援に取り組みました。6年度には、新たに不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、面談同席や同行支援等の活動を行いました。 また、来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、39歳までの方とそのご家族などを対象に、毎日14時から21時の間、専門の相談員がLINEチャットによる相談を実施しました。 支援が必要な若者を支援につなぐために、地域ユースプラザが、区役所でのひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談や各区でのひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施するなど、より身近な地域に出向いた支援等に取り組みしました。	引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。今年度は家族セミナーに地域ユースプラザや困窮担当にも参加を呼びかけ、家族支援における連携強化を進めています。また、交流の機会の提供や連絡会などを通じた支援機関相互の連携強化や人材育成を行うとともに、地域住民への困難を抱える若者への理解を深めるための取組を推進します。 支援が必要な若者を支援につなぐために、広報に積極的に取り組むとともに、セミナーや相談会など、より身近な地域に出向いた取組を充実させます。
ひとり親	就労支援計画を策定した者のうち、就職した又は就職に向けて取り組んでいる者の割合	86% (令和2年度)	88%	84%	80%	90%以上	横浜市母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)において、就労支援員による一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施したほか、身近な場所で就労相談を行うジョブスポットを通じて、就労につなげました。	引き続き伴走型の自立支援を推進し、ひとり親家庭の個々の状況に合わせ、寄り添いながら就労支援や能力開発のための支援を行います。

2 施策の柱ごとの振り返り（令和6年度）

【子どもの貧困対策の基盤－子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進】

- 教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めた全ての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。
- 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

基盤（1）乳幼児期の教育・保育の保障

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
1	保育・幼児教育の場の確保	多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、保育・幼児教育の場の確保に取り組んでいきます。	【令和6年度実績】 ・既存の保育・教育資源の活用 314人 ・保育所等の新規整備 595人 ・横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築 139人	待機児童ゼロの継続に向け、「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画）」における待機・保留児童対策の基本方針を踏まえ、既存の保育・教育資源を最大限活用し、それでもなお受入枠が不足する地域に地域型保育事業等を整備し、地域の保育ニーズに合わせて404人の受入枠を確保します。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
2	保育・幼児教育を担う人材の確保	保育所、幼稚園、認定こども園等における人材の確保を進めるため、「採用」と「定着」の両面から支援します。「採用」では、保育士就職面接会や見学会の開催、幼稚園就職フェアへの補助等を実施します。「定着」においては、住居に対する補助、処遇改善、コンサルタントの派遣等による保育者が働きやすい職場環境の構築、などを行います。	【令和6年度実績】 ・就職面接・相談会：2回開催 参加者計96名 ・かながわ保育士・保育所支援センター就職相談会：県内の各自治体で計6回実施、参加者計133名 ・見学会：5回実施、参加者計10名 ・保育士宿舍借上げ支援事業：403事業者、4,394戸 ・保育士確保コンサルタント派遣事業：9園に派遣	依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き各事業を実施するとともに、新たに、将来の保育・教育人材の確保を目的として、中学・高校生に保育の魅力を発信するため「中学・高校生園見学促進事業」を実施するなど、保育者確保に向けた採用・定着に係る取組の充実を図ります。
3	保育・幼児教育の質の向上	市内全ての保育・教育施設を対象とした職種や経験年数別等の研修の実施による専門性の向上や、全ての保育者が保育・教育の中で大切にしたい方向性を共有するための「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進等により、保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。	市内すべての保育・教育施設に勤務する職員等に向けて局主催研修、区連携研修を実施し、合わせて31,189名が受講しました。「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組として、実践事例4例を公開しました。 また、横浜市内全保育・教育施設に向けて「よこはま☆保育・教育宣言」の理念に基づいたアンケートを実施し、各施設での保育の振り返りに活用いただき、保育・教育の質の確保・向上を図りました。 ※アンケート結果及び事例集は令和7年7月公表	子どもの豊かな育ちを支えるためには、すべての保育・教育施設の保育者が、高い専門性と意欲を持つことが大切です。研修内容や運営方法を精査し、より多くの保育者が受講できるようにしていきます。「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理念に基づいた保育を推進していけるよう、引き続きアンケート実施や事例集公表を実施し、宣言の周知・理解を深めていただくことで、保育・教育の質の確保・向上を図ります。
4	幼児教育・保育の無償化の推進	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、令和元年10月より、0～2歳児の市民税非課税世帯及び3～5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）の保育所等利用料の無償化を実施しました。	令和元年10月より、0～2歳児の市民税非課税世帯及び3～5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）の保育所等利用料の無償化を実施しています。また、幼児教育・保育の無償化のために認可外保育施設等利用料の償還払いを行いました。 【令和6年度認可外保育施設等利用料助成事業】 給付児童数(月平均) 2,251人 支給額(総額) 684,694,147円	引き続き、保育所等利用料の無償化を実施します。また、認可外保育施設等利用料の償還払いを行っていきます。

基盤（２）つながりを重視した教育・保育の推進

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
5	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続	幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修や、園の要録についての理解や扱いに関する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校との円滑な接続を目指します。	子ども同士の交流活動を実施した園は83%、小学校は95%でした。また、職員同士の交流活動を実施した園は87%、小学校は82%でした。 また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修を行った園は54%、小学校は61%です。これは、令和5年度の実施率（園38% 小学校34%）より増加しています。	子ども同士の交流活動については多くの園校で取組が定着してきています。今後も交流の質を高めることを大切に、令和4年度末に作成したリーフレット「Let's talk about our架け橋プログラム@ヨコハマ」を活用し、大人同士が子どもの姿を通して対話し合う機会の充実を図ります。また、すべての小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修を園と協働で行えるように支援します。
6	小中一貫教育の推進	全市立小中学校（小中一貫教育推進ブロック、併設型小中学校、義務教育学校）において、「9年間で育てる子ども像」やその実現に向けた計画を全ての教職員、家庭、地域が共有し、9年間を通した児童生徒の資質・能力の育成を目指します。	小中一貫教育推進の視点として、「小中一貫した経年での学力の伸びを捉える」、「資質・能力の育成に資する効果的なICTの活用」という二つの視点を4月に各ブロック、各校に周知しました。各ブロック、各校では、上記二つの視点を意識した教育活動について年度当初に計画し、小中一貫教育を推進しました。	引き続き、「小中一貫した経年での学力の伸びを捉える」、「資質・能力の育成に資する効果的なICTの活用」という二つの小中一貫教育推進の視点について周知するとともに、各ブロックや各校が計画的に取り組むことができるようにしていきます。また、令和7年度は、小中一貫教育のより一層の充実を進めていくために、これまでの「併設型小・中学校、義務教育学校の在り方検討会」を「教育課程研究委員会 小中一貫教育特別部会」として位置付けました。引き続き、小中一貫教育の先進的な教育実践・研究を推進し、各校や各ブロックにおける好事例の発信をしていきます。

基盤（３）社会を生き抜く力を育む教育の推進

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
7	一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上	1人1台端末や指導者用デジタル教科書等のICTを活用した学習、小学校低学年における「読みのスキル」の向上、小学校高学年における一部教科分担任制などの取組を推進します。	・読みのスキルについて、令和6年度は、「読み」のアセスメントに加えて「さんすう」のアセスメントも行えるようにし、推進校の中の希望校に指導パッケージを配付しました。累計で小学校56校がMIMチャレンジ校として、「読み」または「さんすう」のアセスメントを活用し、毎月のアセスメントと適切な指導を繰り返すことで、つまずきの早期発見や支援につなげています。また、MIM（多層指導モデル）の開発者である明治学院大学の海津亜希子教授を全3回の研修に講師として招いたことで、管理職、教職員の「読みのスキル」向上推進事業への関心がより高まりました。 ・教科分担任制について、横浜市で進めている一部教科分担任制を伴うチーム学年経営の取組は、授業改善や児童の心の安定等について成果が表れています。そのことを踏まえ、当初の計画を上回る学校数（令和6年度は286校）で導入を進めています。 ・全児童生徒1人1アカウントを配付し、企業等と連携した研修を実施するなど、教育用クラウドサービス（Google、ロイロ）を学校で効果的に活用できるよう支援しました。 ・指導者用デジタル教科書については、小学校では全教科を、中学校では過年度に国語・数学・社会・理科・英語を市教育委員会事務局で一括購入し導入しています。	・引き続き、「読み」と「さんすう」の両方について、MIMチャレンジ校を募集し、その取組をさらに拡充していきます。児童のみとりと具体的な指導法、校内体制の整え方を年間3回の研修で深め、チャレンジ校で早期に児童のつまずきを発見、支援することで、MIMを活用した誰一人取り残さない教育の実現を図ります。また、推進校のIRT型の市学力学習状況調査を経年で分析していくことで、MIMの効果を検証していきます。 ・教科分担任制について、令和7年度は一部教科分担任制を伴うチーム学年経営の取組を小学校と義務教育学校前期課程の全校で実施します。また、チーム学年経営を基盤としながら、授業以外の学級担任業務全般についても柔軟に分担する横浜型の「チーム担任制」の試行研究を20校で始めます。「チーム担任制」を通して児童の安全・安心な学習環境づくりを進めるとともに、教職員の様々な働き方にも対応できる学校運営の在り方について研究し、成果と課題を全市に発信していきます。 ・引き続き、Google等のアカウント運用を行うとともに、企業等と連携した研修等を行い、Googleやロイロといったクラウドサービスの利用を促進していきます。 ・指導者用デジタル教科書については、導入の効果を検証しつつ、継続を前提に今後の方向性を検討します。
8	人権教育の推進	「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。	人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。また、全校に対して「子どもの社会的スキル横浜プログラム」のアセスメントを年2回以上実施することとし、プログラムやその考え方を授業や学校行事等の場面で効果的に活用ができるよう、校内研修の推進に力を入れました。	これまでの取組同様、人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とする学校づくり、授業づくりを推進し、その取組を各区・校種別人権教育推進協議会、人権啓発研修Ⅱ等で広く発信していきます。また、自己肯定感や自己効力感、仲間と共感的な人間関係を築くための社会的スキル等を育むことができる「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を、授業や学校行事等の場面で効果的に活用していきます。また、効果的な活用ができるよう、校内研修や研修指導者の養成に力を入れていきます。

9	特別支援教育の推進	国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。	文部科学省の「インクルーシブな学校運営モデル事業」の採択を受け、若葉台特別支援学校と若葉台小学校の主に1年生を対象とし、特別な支援や配慮が必要な児童生徒との交流及び共同学習が、同じ空間にいないにならないよう新たな交流及び共同学習に向けた授業を実施し、授業実施後には、関係者による振り返りを行うモデル事業を開始しました。(R6年度は全7回実施) また、学級経営や校内支援体制の充実のため、全ての教職員が障害特性や合理的配慮について理解を深めるための校内研修を全校で行いました。更に、学校全体での特別支援教育の推進、指導力の向上をめざし、一般学級における特別支援教育をテーマに、全ての小中学校が参加する研究協議会を引き続き開催しました。	小学生、中学生など全ての段階で、児童生徒一人ひとりの能力を十分に伸ばして成長できる教育環境を保障することが重要です。「横浜市特別支援教育推進指針」に基づき、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒についても、本人の意見を尊重したうえで、学校と保護者が話し合い、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「豊かな学び」を提供できるよう、取り組んでいきます。
10	社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進	実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、体験を通して地域貢献・社会参画する意義や自分の役割を考える自分づくり教育を学校と教育委員会事務局が地域、企業、関係機関等と連携・協働して推進します。	・「自分づくり教育」を学校全体で進めることを研究主題とする「自分づくり教育実践推進校」を9校指定し、子どもたちの「自己肯定感」、「コミュニケーション」、「地域貢献・社会参画」にかかわる資質・能力を育む実践を推進しました。 ・市立小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校を対象とした「はまっ子未来カンパニープロジェクト」において94校230取組を指定し、産業界・地域・行政における諸課題の解決に向け関係機関等と連携した取組を実施しました。	・自分づくり教育実践推進校については、引き続き推進校における活動を進めていきます。 ・はまっ子未来カンパニープロジェクトについては、これまでの成果を検証し、事業拡大に向けた検討を行います。

基盤(4) 学校と地域の連携・協働の推進

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
11	学校運営協議会の設置推進	地域のニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域・社会が一体となったより良い教育の実現に向けて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置をより一層推進していきます。	学校に向けた研修等を実施し、学校運営協議会に対する理解を深めてもらうことにより、令和6年度に3校で学校運営協議会が新規設置され、合計500校で学校運営協議会が設置されることとなりました。 研修会については、質の向上、持続可能な会の運営に向けた支援として、管理職、学校運営協議会委員、教職員を対象に外部講師を招いて開催しました。 また、学校運営の課題の解決や地域との調整などで悩みを抱えている学校を訪問し、学校や地域の方々に対して説明を行いました。	令和5年度末までに9割以上の学校に学校運営協議会が設置されたことを踏まえ、前年度と同様に学校運営協議会の質の向上、持続可能な会の運営に向けた支援として、好事例を紹介するために外部の講師を積極的に招いて、研修等の充実を図ります。 また、学校運営の課題解決に向け、要請に応じて学校に訪問し、学校や地域の方々に対して説明を行います。
12	地域学校協働活動の推進	学校と地域の橋渡しを担う学校・地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)の養成を進めるとともに、保護者や地域住民等の参画による地域学校協働活動(放課後等の学習支援、体験活動等)を支援します。	学校・地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)を165人養成しました。 また、地域学校協働活動について、394校に対して経費の支援を行いました。	学校・地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)の養成、地域学校協働活動の支援を継続し、養成人数、支援校数の拡大を図ります。

基盤（5）ICTを活用した教育政策の推進

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
13	GIGAスクール構想の推進	ICTを活用しながら、児童生徒の多様性を尊重し、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、児童生徒間の学びにはじまり地域の方々との関わりを大切に「社会とつながる協働的な学び」を実現します。 GIGAスクール構想により児童生徒一人ひとりに端末が整備され、臨時休業等で端末を持ち帰る際に家庭の経済状況で学習機会に差が生じることのないよう、就学援助世帯でインターネット環境がないご家庭にモバイルルータの貸与を行っています。	全児童生徒1人1アカウントを配付し、企業等と連携した研修を実施するなど、教育用クラウドサービス（Google、ロイロ）を学校で効果的に活用できるよう支援しました。 端末を持ち帰る際に家庭の経済状況で学習機会に差が生じることのないよう、就学援助世帯でインターネット環境がないご家庭にモバイルルータの貸与を行っています。	引き続き、Google等のアカウント運用を行うとともに、企業等と連携した研修等を行い、Googleやロイロといったクラウドサービスの利用を促進していきます。 端末を持ち帰る際に家庭の経済状況で学習機会に差が生じることのないよう、就学援助世帯でインターネット環境がないご家庭にモバイルルータの貸与を引き続き行っていきます。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】

●妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】（1）妊娠期からの切れ目のない支援の充実

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
14	横浜版子育て世代包括支援センターによる支援	区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 また、センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、特に母子健康手帳交付時から産後4か月を中心に、継続した相談体制を充実させるとともに、母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安・負担の軽減を図ります。	18区に母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時に妊産婦等と面接を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨や必要な保健指導、相談支援を行い、妊娠期からおおむね産後4か月まで切れ目のない支援を行いました。また、妊娠・出産・子育てマイカレンダーを活用することで、各妊婦が自分に合った母子保健サービスを利用しやすくなるようにしました。	引き続き、母子健康手帳交付時面接で、きめ細く妊婦と家族の状況を確認するとともに、妊娠・出産・子育てマイカレンダーを活用し、一人ひとりに寄り添った支援を行います。また、妊娠時から出産・子育てまで一貫した妊婦等包括相談支援として、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して電話や対面での相談に応じる体制を充実します。
15	妊娠・出産相談支援事業	予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。	予期せぬ妊娠等について、不安や悩みを抱える方に対して、相談窓口「にんしんSOSヨコハマ」において、電話及びメールで相談支援を行いました。また、相談者の中心層である10～20代がより気軽に相談できるよう、SNS(LINE)による相談を行っています。	予期しない妊娠や出産・育児にまつわる不安や悩みを抱えた方が、誰にも相談できずに孤立してしまうことがないよう、適切な支援に繋げるとともに、引き続き周知にも取り組んでまいります。
16	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査を定期的に受診することにより、出産前の不安や悩みを解消し、母子ともに安全・安心な出産を迎えられるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。	妊婦健康診査事業では公費負担額を5万円増額し、132,700円としました。従来の妊婦健康診査費用補助券（補助券：4,700円×11回、7,000円×1回、12,000円×2回 合計82,700円）に加えて5万円の助成金を支給。	出産前の不安や悩みを解消し、母子ともに安全で安心な出産を迎えられるよう、引き続き、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行い、母体の健康の保持増進に取り組んでまいります。

17	母子訪問指導事業	母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付や妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導・訪問指導を行います。	妊娠届出者に対し、母子健康手帳の交付の際には面談を行い、健康状態の確認や妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行いました。また、助産師又は保健師が乳幼児のいる家庭に訪問し、児の成長発達の確認や育児不安の軽減を目的とした保健指導を実施しました。	引き続き、母子健康手帳の交付の際の面談や乳幼児のいる家庭を対象とした訪問指導を実施することで、妊娠期からの切れ目のない支援を行ってまいります。
18	こんにちは赤ちゃん訪問事業	地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。	地域の主任児童委員、民生委員・児童委員、子育て支援者などの子育ての経験のある訪問員が、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問することで、養育者が安心して育児が出来るよう支援を行いました。	引き続き、訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、訪問員と親子が顔見知りになることで、養育者の育児不安を軽減し、子育てしやすい環境づくりにつなげます。
19	乳幼児健康診査事業等	先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検診を実施します。	生後、間もない時期の乳幼児を対象に検査費用の補助券を交付し、先天性の異常や聴覚の障害を検査し、早期発見・早期治療に取り組みました。生後13ヵ月未満の乳幼児に対し、計3回、医療機関で受診が可能な補助券をお渡しし、乳幼児の健康の増進を図りました。また、区福祉保健センターで、4ヵ月児、1歳6ヵ月児、3歳児を対象に健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行いました。	引き続き、生後の時期から乳幼児に至るまでに、様々な検査や健診を通じて、対象児の先天性の異常や障害、視覚・聴覚の異常を早期に発見し、適切な支援を行ってまいります。また、医療機関で実施する1回目の健診については、対象期間を変更し、横浜市外の医療機関で受診をした場合に要する健診費用の助成の開始に向け、調整していきます。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】(2) 地域における子育て支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
20	地域子育て支援拠点事業	各区に1か所(サテライト設置区は2か所)ある、妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び・交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。	全28か所で実施しました。妊娠中の方にも来所してもらえる取組(プレママ・プレパパ講座)を展開し、出産後のスムーズな利用等につなげたり、パパ向けイベントの実施など父親が利用しやすい工夫も行いました。また、SNSやHPでの情報発信をはじめ、外出しづらい利用者に向けて、オンラインによるイベントや相談、講座を実施するとともに、地域の子育て支援団体等とのネットワーク構築も進めることができました。	地域の子育て支援の核となる施設として、妊娠中の方へ向けた取組や、外出しづらい利用者に向けたオンラインを活用した支援等に引き続き取り組めます。また、拠点に足を運ばなくてもサービスを受けられるよう、オンラインを活用した支援やアウトリーチ型の支援について、充実した支援となるよう対応していきます。
21	親と子のつどいの広場事業	主にNPO法人などの市民活動団体の運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもの対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。	令和6年12月に2か所開設し、市内75か所において実施し、地域の親子の居場所の充実を図りました。また、両親等がともに育児に参加しやすくなるよう、休日に育児参加促進に資する講座を44か所の広場で実施しました。	親子が気軽に集い交流する場として、令和11年度末までに、市内87か所の実施を目指すとともに、引き続き、一時預かりのニーズにも対応していきます。
22	子育て支援者事業	保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりします。	子育て支援者事業は、地区センターなどの身近な市民利用施設などで養育者の交流や子育て相談を市内179会場で実施しました。	子育て支援者会場の更なる整備を行い、引き続き養育者の交流や子育て相談を行っていきます。

23	保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場を市内79か所で開催し、親子の交流の場などを提供するとともに、育児に関する講座等を行いました。	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場の拡充に向けて、各園に事業の目的や実施内容等の周知を行い、新規開設を促進していきます。
24	地域子育て支援スタッフの育成	地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に研修を実施します。経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。	全4回の研修を実施し、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等から延べ116名が参加しました。	引き続き、常設の親子の居場所（地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業）従事者向けに経験年数や施設内での役割に応じた体系的な研修を実施し支援の質の向上を図ります。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】（3）様々な課題に対応する学校の取組

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
25	児童生徒支援体制の充実	いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭の体制を強化するとともに、組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会において、定期的にケースカンファレンスを実施します。	5年度をもって、小学校・中学校全校に児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭を定数配置し、専任教諭が特別支援教育コーディネーターを兼務するよう体制づくりを進めました。 6年度は、専任教諭が中心となり、一人一台端末を用いたデジタル技術の活用や専門職との連携を図り、子どもたちのSOSをキャッチする体制の強化に取り組みました。	いじめ、暴力行為、不登校、発達障害など、指導・支援が必要な児童生徒が増加傾向にあります。これらの諸問題に対し、学級担任が一人に対応したり、抱え込みによって事態をより深刻化させるケースなどがあつたりするため、専任教諭を中心とした組織力の強化を推進していきます。また、研修等を通して、専任教諭の専門性や、区役所、警察、児童相談所、療育センターなど関係機関との連携力を向上させていきます。児童支援・生徒指導専任教諭の養成に力を入れ、児童生徒支援の充実を図っていきます。
26	スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制強化、関係機関との連携強化	多様化する子どもの課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカーの活用を強化・推進します。また、各校を巡回し、学校のニーズへの適切な対応がより求められるスクールソーシャルワーカーの育成体制を強化し、支援の質の向上・平準化に取り組みます。さらに、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークを構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。	スクールソーシャルワーカーが各校を巡回し、子ども達が抱える多様な課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援しました。また、統括スクールソーシャルワーカー及びトレーナースクールソーシャルワーカーが、OJTを通じてスクールソーシャルワーカーの育成を行いました。適宜、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークをいかし、困難を抱える家庭への支援を行い、子どもの健やかな成長を支えました。	引き続き、スクールソーシャルワーカーが各校を巡回し、子ども達が抱える課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援します。また、統括スクールソーシャルワーカー及びトレーナースクールソーシャルワーカーが、OJTを通じてスクールソーシャルワーカーの育成を行い、支援の質の向上・平準化に取り組みます。子どもたちが抱える問題は、多様化、複雑化しており、区や児童相談所を始め、民間事業所等の関係機関とのネットワークの構築を強化し、子どもたちが置かれている環境への働きかけや困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。
27	スクールカウンセラーの活用	児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施します。また、高等学校においても、全校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や家庭の複雑・多様化する課題解決のための相談支援を行います。	児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施しました。 高等学校においても、スクールカウンセラーを全校に配置し、生徒それぞれが抱える課題を解決するためのきめ細やかな相談支援を行いました。	児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を引き続き、実施します。 高等学校においても、生徒や家庭の複雑・多様化する課題を解決するための相談支援ができるよう、引き続きスクールカウンセラーを全校に配置するとともに、各校の実状やニーズに合わせた配置が行えるよう取り組んでいきます。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】（４）子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
28	放課後児童育成事業	全ての子どもたちに無償で遊びの場を提供し、留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に、小学校施設を活用して実施する放課後キッズクラブや、地域の理解と協力のもとに民間施設等において留守家庭児童に「生活の場」を提供する放課後児童クラブなど、放課後の居場所づくりを通じて、子どもたちの自主性や社会性を育むとともに、その健全な育成を図ります。	放課後キッズクラブ事業を337校全ての小学校において実施するとともに、放課後児童クラブ事業では、229か所のクラブの運営を支援しました。 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助を創設しました。事業者への支援として、人材確保及び人材育成の支援を引き続き行い、事業の質の向上に取り組みました。また、デジタル化を推進し、クラブと区局等との連携及び将来的な事務負担軽減を図りました。	小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、キッズクラブには専用ルーム等に端末を教育情報ネットワークに接続するためのアクセスポイントを設置し、児童クラブへは通信費等の補助を創設します。また、クラブの安定した運営を支援するため、平日に18時半を超えて開所している支援の単位への運営費補助等を行います。 さらに事業者への支援として、引き続き人材確保及び人材育成の支援を行い、事業の質の向上に取り組みむとともに、デジタル化を推進し、保護者の利便性の向上とクラブの事務負担の軽減を図ります。
29	地域における子どもの居場所づくり	子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。	こども食堂等活動支援補助金の1取組あたりの補助上限額の増額、また地域のネットワーク構築を新たに実施し、こども食堂等の地域の取組への支援を拡充しました。 また、光熱費・食材費などの物価高騰対策として、支援金を交付しました。	引き続き、支援を継続するとともに、運営団体の課題や支援ニーズの把握を進め、今後の支援方策の検討に生かしていきます。
30	プレイパーク支援事業	木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと活動するための遊び場・居場所であるプレイパークの活動を支援します。	地域主体で公園等の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動について、延べ1,144回の活動支援を行いました。	引き続き、地域主体で運営するプレイパークの開催を支援することで、子どもたちの放課後の居場所を充実させていくとともに、自然の中での木登りや水遊びなど、豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域や活動団体との協働によるこども・青少年の健全育成を図っていきます。また、安心・安全な環境で過ごせるよう、プレイパークを開催する際の安全点検など、開催準備等への支援を拡充します。
31	青少年の地域活動拠点づくり事業	思春期という大きな変化を迎える時期にある中高生世代の青少年を対象に、安心して気軽に集える場を提供し、同世代・多世代との交流や様々な体験活動を通して、社会参画に向かう力を育成します。また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで、青少年が抱える悩みや課題が深刻にならないように予防的支援や早期支援を行います。さらに、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を図ります。	7箇所での拠点運営を実施しました。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、安心して気軽に集える場を提供したり、様々な人々と交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会の一員として成長できるよう支援しました。	今後も、居場所や多様な体験機会の提供により、青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。また、子どもの声を聴く取組を実施するとともに、利用者の増に向け、広報を強化していきます。
32	民生委員・児童委員による見守りや相談活動等	養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行います。	日ごろの見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における支援を行っていただきました。	引き続き、民生委員活動をサポートするため、情報提供等を行っていきます。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】（５）児童虐待防止対策

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
33	区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区役所や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各区こども家庭支援課において要保護児童等への支援や、子どもや家庭からの相談への対応の充実を図りました。 ・要保護児童対策地域協議会の関係機関向け研修や各種会議を開催し、ネットワークを強化しました。 令和5年度実績：要保護児童対策地域協議会構成機関支援者研修「幸せになるための性教育～予期せぬ妊娠を防ぐために、支援する私たちが知っておくべきこと～」参加者159名、代表者会議2回、実務者会議23回、エリア別会議60回、学校訪問608回、個別ケース検討会議1,723回	引き続き、区・児童相談所と保育所・学校・警察・医療機関等の関係機関で連携強化を図り、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。
34	「こども家庭総合支援拠点」機能の整備	区こども家庭支援課に、児童福祉法に基づく拠点機能を整備し、区役所において、要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭への支援を強化します。	改正児童福祉法の施行に伴い、市内3区のこども家庭支援課（鶴見区、港南区、泉区）で「こども家庭センター機能」を設置・運営し、妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援体制を強化し、こどもや子育て当事者のニーズにあった支援計画（サポートプラン）の作成や地域における子育て支援の基盤づくりを推進しました。	「こども家庭センター機能」の早期の全区設置を目指し、未設置区においても運営開始に向けた準備を進めます。また、訪問や面談などの相談援助業務等においてタブレットを活用し個別支援や地域支援の充実を図るとともに、新たな児童家庭相談支援システム構築に向けた検討を進めます。
35	児童相談所の機能強化	児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組めます。また、児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、児童相談所等の再整備を進めます。	増加が続く児童虐待通告に適切に対応できるよう、職員体制の強化及び人材育成の推進に取り組みました。また、南部児童相談所の移転に伴い一時保護定員を16増やし、令和7年4月には市全体で193としました。横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定に合わせ、一時保護児童の原籍校への通学支援や、私物の持ち込み等への対応に取り組みました。	令和6年4月の改正児童福祉法による令和7年6月からの一時保護決定時の司法審査の開始に伴い、各所に法的対応事務職員1名を配置する等の準備を進めます。加えてDXにより職員がこども等に向き合う時間を増やすためにタブレット端末を300台増設します。さらに一時保護児童に対する歯科健診事業を開始します。また、（仮称）東部児童相談所の令和8年度の開設に向けた整備を進めます。
36	かながわ子ども家庭110番相談LINE	子ども本人や保護者の方が、親子関係や家族の悩み、子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、横浜市と神奈川県、川崎市、相模原市及び横須賀市で「かながわ子ども家庭110番LINE」を共同運用し、神奈川県全域で児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰等によらない子育てと子どもの権利に関する啓発動画を配信し、LINE相談等の相談先の周知を行いました。 ・令和6年度の横浜市民からの相談件数2,239件（児童虐待にかかわる相談541件（24.2%）、「子ども本人」からの相談724件（32.3%）） 	こどもからの相談を促す動画の作成と配信、SNS広告等を利用した広報経啓発を行うとともに、引き続き児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。
37	保育所等での見守り強化	児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受け入れ体制を整えます。	（私立） 児童へのケアや保護者への対応のために、より手厚い対応が必要な場合に、保育所等へ保育士加配経費を助成することで、児童の受け入れが円滑にできるよう支援しました。 （市立） 児童へのケアや保護者への対応のために、より手厚い対応が必要な場合に、保育士を加配することで、円滑な児童の受け入れ体制を整えました。	関係機関との連携を深めながら、引き続き見守りを行っていきます。

【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】

- 養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。
- 学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】（１）生活や学びの支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
38	寄り添い型生活支援事業	保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、食事、歯磨きなどの生活習慣や、宿題等の学習習慣の習得のための支援を実施します。	保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象とした寄り添い型生活支援事業を、18区21か所で実施しました。また、支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化に取り組みました。 寄り添い型生活支援事業の効果的な事業展開の方法や支援の充実に向け、実施施設の新規設置基準の再整理及び事業内容の効果検証等のための調査を実施しました。	寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が安定的・継続的に生活習慣の習得等ができるよう、令和6年度に行った調査結果を踏まえ支援の充実に向け検討します。
39	放課後学び場事業	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小学生・中学生を対象に、大学生や地域住民等が中心となり、放課後等に学習支援を実施し、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります。	小学校39校、中学校66校で実施をしました。 また、令和4年度からは学習支援について一定のノウハウを持つ企業やNPO法人等に業務を委託する企業・NPO法人等運営型を開始しました。	中学校全校実施目指していましたが、学校ごとに課題は異なるため、各校の実情に応じて実施の判断をすべきであり、一律に全校実施という目標値の設定が、学校の負担感にもつながり、適切でないことが判明しました。 今後は、実施を希望する学校への支援は継続しつつ、実施手法について、活動主体である学校や地域におけるボランティア等の人員確保のために、他部署との連携も視野に入れ事業を進め、より学校のニーズに沿った、柔軟かつ安定的な支援をできるようにしていきたいと考えています。
40	寄り添い型学習支援事業	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施します。	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施しています。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施しています。	引き続き、貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施します。
41	地域における体験や学習機会の充実	子ども食堂等の地域の居場所における食育体験・学習機会の提供やプレイパーク、青少年関連施設等における自然・科学・社会体験など、子どもたちが多様な体験や、様々な世代との交流を通じて、自己肯定感や将来の自立に向けた力を育むことのできる環境の充実に努めます。	子ども食堂等の地域の居場所やプレイパークに対し、補助金交付、相談支援等を通じ、活動を支援しました。また、青少年関連施設において、自然・科学体験等のプログラムを実施しました。	今後も、子ども食堂等の地域の居場所やプレイパークへの支援、及び青少年関連施設の活動を通じ、子どもたちが多様な経験や交流ができる環境を充実させていきます。
42	就学援助等対象者への中学校給食による昼食支援	就学援助等対象者への中学校給食による支援について、必要とする生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施します。	令和3年度からの中学校給食において、就学援助・生活保護受給世帯や家庭環境等により昼食の用意が困難である生徒を対象に中学校給食の現物給付による支援を行っています。	引き続き就学援助制度による援助のほか、生活保護受給世帯や家庭環境等により昼食の用意が困難である生徒への支援も継続していきます。 また、より多くの生徒が無償提供を受けられるよう、就学援助認定の案内等に合わせて周知を図ってまいります。

43	<p>困難を抱える生徒への支援事業（ようこそカフェ）</p>	<p>横浜総合高校において、民間団体と連携して校内に生徒の身近な居場所を設け、悩みや課題を抱える生徒への相談支援や、キャリア形成支援を行う「ようこそカフェ」を実施します。</p>	<p>横浜市立定時制高校（横浜総合高校、戸塚高校定時制）において悩みや課題を抱える生徒への相談支援やキャリア支援を、民間団体・地域と連携して実施しました。 【実施実績】 ○横浜総合 ・ようこそカフェ 開催回数：24回 参加人数：8,254人（延べ） ・食育プログラム（ようこそカフェの開催に合わせて実施） 提供食数：8,055食 ○戸塚定時 ・戸塚高校定時制「定期食事会」「とまりぎ」 開催回数：18回 参加人数：450人（延べ） ・食育プログラム（定期食事会・とまりぎの開催に合わせて実施） 提供食数：450食 ○就業体験プログラム 横浜総合高校 開催回数：6回 参加人数：80人 戸塚高校定時制 開催回数：2回 参加人数：26人</p>	<p>引き続き、民間団体との連携の下、交流相談の場を提供していきます。また、職業体験や学びの実践を通して、地域との関わりや社会的自立に繋げていきます。</p>
44	<p>市立定時制高校における「学び直し」による学習支援</p>	<p>市立高校定時制（横浜総合高校・戸塚高校）において、ボランティアの協力を得て、生徒の到達度に応じ、国語・数学・英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施します。</p>	<p>市立高校定時制の生徒基礎学力定着のため、ボランティアによる学習支援員の協力のもと、「学び直し」事業を実施しました。 【派遣実績】 横浜総合高校：派遣日数年間106回（支援員2人） 戸塚高校：派遣日数年間44回（支援員8人）</p>	<p>引き続き学習支援員の派遣を行い、生徒の学力向上のためのサポートを行っていきます。</p>
45	<p>ヤングケアラーに対する支援</p>	<p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施し、関係機関の連携のもと、適切な支援につなげていくための取組を進めてまいります。また、リーフレットの作成や、理解促進のためのフォーラムの開催等、市民や学校、関係機関向けに広報・啓発を行うことで、社会的認知度の向上を図り、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見につなげていきます。</p>	<p>ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりとして、広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修、ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助等を行いました。また、新たにSNS相談を、よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施しました。庁内における支援体制の構築に向けては、庁内連絡会を開催し、こどもと家庭の相談支援に従事する職員がヤングケアラーを正しく理解し、各担当部署が連携して適切な支援を行えるよう「横浜市ヤングケアラー支援の手引き」を作成しました。 ・広報・啓発：ヤングケアラー特設サイトのリニューアル、市内小中高校の小学4年生以上の生徒へのこどもタウンニュースの配付（約28万枚） ・研修：6回 動画視聴を含む視聴回数：2,425回 ・支援団体への補助：4団体</p>	<p>令和6年度の実績を踏まえて、引き続き、ヤングケアラー特設サイトなどの様々な媒体を通じた広く、効果的な広報・啓発・研修を行います。また、令和7年度には、子ども・若者育成支援推進法の改正を踏まえ、新たに早期発見・把握、支援に繋げるため、学校と連携し、アンケートによる実態調査をモデル実施します。</p>
46	<p>「生理の貧困」問題への対応</p>	<p>市立学校において、保健指導の一環として生理用品の無償提供等を保健室で行うとともに、養護教諭を中心に、児童支援・生徒指導専任教諭やスクールソーシャルワーカーなど組織的な連携を強化し、児童生徒からの相談に適切に対応します。また、防災備蓄品の活用を含め、子どもの貧困問題に取り組む団体等と連携して、必要な支援を行います。</p>	<p>市立学校の保健室において、生理用品がなくて困っているとの相談があれば、各校で用意している生理用品を、教育的配慮により、貸与や無償で配付しています。生理用品を用意できない児童生徒の背景の把握に努め、児童生徒の気持ちに寄り添った相談支援を行っています。</p>	<p>今後とも、養護教諭を中心に、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭、スクールソーシャルワーカーなど組織的な連携を強化し、児童生徒からの相談に適切に対応していきます。</p>

【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】（２）進学支援・就学継続支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
47	教育支援事業	区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖を防止します。	区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、就学に関する各種制度や生活保護や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行いました。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖防止につながる取組を実施しました。	引き続き、区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖を防止します。
48	高等学校奨学金事業	経済的理由により高校の修学が困難で、学業優秀な生徒に奨学金を支給します。また、市立高校の定時制課程に在学する有職生徒等に対し、教科書購入費を支給します。	経済的な支援を必要としている学業優秀な高校生を対象とした給付型奨学金の支給、及び市立高校定時制2校の有職生徒等への教科書購入費用の支給により、高校生の教育費の負担を軽減しました。	令和6年度から、横浜市電子申請・届出システムによるオンライン申請を開始しました。引き続き、迅速な奨学金の支給を進めていきます。
49	就学支援金・学び直し支援金	所得等要件を満たす世帯については、就学支援金が認定され、高等学校等に在学する生徒の授業料（の一部）に充てられます。また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年）、学び直し支援金の認定を受ければ、同様の支援が受けられます。	保護者等が一定の所得以下の場合に支給され、授業料に充当される高等学校等就学支援金・学び直し支援金の支給事務を行い、授業料に係る経済的負担を軽減しました。	令和7年度は、高等学校等就学支援金・学び直し支援金の収入要件が撤廃され、授業料が実質無償化されます。
50	高等教育の修学支援新制度	学ぶ意欲がある学生が経済的な理由によって大学等への進学・進級をあきらめることがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度が、国公立大学等の制度対象校にて実施されています。本市は、制度対象校である横浜市立大学の設立団体として、授業料等の減免に係る経費を負担しています。 なお、国立大学及び私立大学については、制度対象校であれば当該校の授業料等の減免に係る経費を国が負担しています。制度対象校かどうかは、文部科学省のホームページ又は当該校のホームページ等で公表されています。	・法定減免対象者数：実人数 304人（前期・後期での重複者あり）	毎年度、一定数の制度利用があることから、引き続き確実な制度の実施に努め、学ぶ意欲がある学生が経済的な理由によって大学進学等をあきらめることがないよう、支援していきます。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】

- 子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】 (1) 安心して子育てをするための生活の支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
51	多様な「保育・教育」ニーズへの対応	保育所等での一時保育や乳幼児一時預かりなど、多様な保育・教育の場の確保を通じて、保護者の様々な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、子どもを養育する保護者を支援します。	一時保育（民間）については526施設で、乳幼児一時預かりについては38施設で事業を実施し、利用者は前年度より計2,423人増加しました。また、横浜市一時預かり・病児保育WEB予約システムの改修を重ね、利用者や施設の利便性向上に努めました。	各家庭のニーズに応じた保育を提供するために、新設保育所の整備に合わせて事業者へ一時保育の実施を働きかけたり、乳幼児一時預かり事業の新規実施施設を公募する等、事業の拡大に努めます。
52	横浜子育てサポートシステム事業	人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。	市内各区において区支部事務局の運営を行い、市民同士で子どもを預け、預かることで地域ぐるみの子育て支援を目指す横浜子育てサポートシステム事業の一層の推進を図りました。また、ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）・生活保護受給世帯・住民税非課税世帯の方に対して利用料の助成を実施しました。	引き続き、横浜子育てサポートシステム事業の利用促進のため、提供会員の確保を図る等、取り組みます。
53	産後母子ケア事業	心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用しデイケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。	家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、心身の安定と育児不安を解消するために、ショートステイやデイケアを実施しました。また、授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、助産師が産婦の家庭を訪問し、相談対応を行う訪問型母子ケアを実施しました。	引き続き、育児不安の早期解消に取り組むため、事業の周知及び医療機関との連携強化を図っていきます。
54	産前産後ヘルパー派遣事業	家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び5か月（双子以上の場合は1年）未満の乳児がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。	妊娠・出産による体調不良等で家事や育児の負担の軽減を図る必要がある世帯に関して、ヘルパーを派遣し、安定した生活を送れるよう、支援しました。	引き続き、ヘルパーの派遣を継続することで、母体の回復を促進し、安定した養育ができる環境を整えます。

55	育児支援家庭訪問事業	養育者の育児を支援することが特に必要と認められる家庭や出産後の養育について、出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、継続的に訪問することで、適切な養育が行われ、児童の健やかな育ちを支援します。	子育てに関する不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児支援家庭訪問員による継続的な支援を行いました。	引き続き、訪問員の継続的な支援により、不安や孤立感の軽減や、保護者との信頼関係の構築に繋がっていきます。
56	養育支援家庭訪問事業	児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。	児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、養育支援家庭訪問員および養育支援ヘルパーを派遣し、児童、保護者の相談・支援を通して、安定した生活状況の確保、児童の安全確認、児童虐待の発生・再発の防止を図っています。 具体的には、家庭訪問による生活状況の把握、養育面、生活面での助言指導、ヘルパー派遣による家事援助、児の保育園送迎等の業務を担っており、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処するモニタリングの効果も上げています。 なお、家庭訪問延べ回数（R6:2,960回、R5:3,725回）、ヘルパー派遣延べ回数（R6:7,023回、R5:8,575回）ともに令和5年度を下回りました。下回った理由の一つとして、特に養育支援家庭訪問員やヘルパー派遣のニーズの高い未就学児のいる世帯の虐待対応件数が減少したことが影響したと思われます。	養育支援ヘルパー派遣事業については、事業者の確保が課題となっています。現在契約中の事業者から単価の低さを指摘されていたため、令和5年度より増額改定を行い、事業の拡充に取り組んでいます。 ・単価 5,080円→6,080円/回
57	横浜型児童家庭支援センター	子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活ができるよう、区福祉保健センターや児童相談所と連携し、各区で相談支援や短期預かり等を一体的に行います。	養育支援が必要な家庭・児童等が地域で安定した生活ができるよう、養育相談や一時預かりなどを区役所や児童相談所と連携して行いました。 相談実績：66,036件	令和4年度に全区設置が整いましたが、児童養護施設併設型や独立型など異なる運営形態がある中で、一定のサービス水準を維持していくことが必要です。施設や各区及び児童相談所とも意見交換しながら、地域の身近な相談支援機関として、安定した事業推進を図っていきます。 また、児童養護施設等に併設していない独立型施設の施設長の常勤化を進めています。
58	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。	令和6年度はショートステイ利用延べ748回の宿泊、トワイライトステイの利用延べ4,669回の預かりを実施し、在宅支援の充実を図りました。	短期的な預かりを行うことで、保護者のレスパイトケアとしても有効性が高いため、児童が住み慣れた地域で心身ともに健やかに養育されるよう支援を実施し、引き続き児童及び家庭の福祉の向上を図ります。 また、2歳未満児の乳児院での本格実施を進めています。
59	母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、環境の改善に取り組めます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。	・母子生活支援施設を運営することで、DVなどから逃れている母子世帯や様々な理由で住居を確保できない母子世帯に対し、生活の場を保証するとともに、生活相談や家庭生活の支援、子育ての支援等を行いました。また、退所した母子世帯に対し、アフターフォロー支援を実施しました。（8施設）	引き続き、支援を必要とする母子世帯が、安全・安心な場所で自立した生活が送れるよう、生活環境の改善に向けた支援を行っていきます。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】（２）経済的支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
60	児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。	支給児童数：4,721,098人 支給金額：52,622,275,000円	今後も適正な審査及び円滑な支給を行い、児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を支援します。
61	就学奨励事業	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小学校及び中学校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施します。小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。	経済的理由により就学困難な学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等を援助しました。また、市立小中学校の個別支援学級に通学する児童生徒の保護者に対し就学奨励費を支給し、通級通学者の保護者には通学費を支給しました。	引き続き、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を適正に行っていきます。
62	小児医療費助成	子どもが病気やけがで医療機関を受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（年齢により、所得制限や一部負担金あり）	健康保険に加入している中学3年生までのお子さんが医療機関を受診した場合、保険診療の自己負担額を助成しました。（令和5年7月までは所得制限及び一部負担金あり） 令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃しています。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
63	一時保育事業や放課後児童育成事業等の利用料の減免	一時保育事業や病児・病後児保育事業、放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ）等において、低所得世帯等に対する利用料の減免を行うことにより、経済的負担なく事業を利用できる環境を整えます。	【運営課】特別保育事業（一時保育、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）について、生活保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯、年収360万円未満相当世帯、多胎児に対する減免制度を実施しました。 ※事業により、対象となる減免は異なります。 放課後児童育成事業では、就学援助世帯、生活保護世帯及び市民税所得割非課税世帯に対し、利用料の減免を行いました。	【運営課】引き続き、利用料の減免を実施します。 引き続き放課後児童育成事業では、就学援助世帯、生活保護世帯及び市民税所得割非課税世帯に対し、利用料の減免を行います。
64	助産制度	出産費用を負担できない方（所得制限あり）が、衛生で安全に出産できるよう分娩費用の助成を行います。	令和6年度は86人/年について分娩費用の助成を行いました。	引き続き、出産費用を負担できない方が、安全で衛生的な出産ができるよう分娩費用の助成を行っていくとともに、各種支援制度の案内等を行い、必要な支援に繋げていきます。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】（3）就労や自立に関する支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
65	生活保護	生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。	生活保護の申請があった世帯に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭のうち必要な扶助費を支給することで、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた相談援助を行いました。	引き続き、必要な扶助費を支給することで、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた相談援助を行います。
66	被保護者自立支援プログラム事業	区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。	区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行いました。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行っています。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を提供しています。	引き続き、区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。
67	生活困窮者自立支援事業	区の生活支援課に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポット、無料職業紹介事業、就労訓練事業等を活用した就労支援、また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。	区生活支援課に自立相談支援員を配置し、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行いました。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行っています。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を提供しています。他部署とも連携し、包括的な支援を行いました。	引き続き、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。関係機関との連携を強化し、包括的な支援を実施していきます。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】（４）住宅確保に関する支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
68	市営住宅申込時の優遇	中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、当選倍率を一般組より優遇します。また子育て世帯に限定した募集区分を設けています。	・入居者募集にあたり、子育て世帯215件に対して、当選率を一般組の3倍又は20倍とする倍率優遇を実施しました。 ・子育て世帯に限定した募集区分を設け、429世帯の申込みがありました。	引き続き、中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、当選倍率の優遇や子育て世帯に限定した募集区分の設定を実施していきます。
69	子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業（子育てりびいん）	子育て世帯の居住の安定を図るため、民間事業者が所有する子育て環境に適した良質な既存賃貸住宅として横浜市が認定した住宅に対し、家賃の一部を助成します。	平成29年度までに認定した子育て世帯向け地域優良賃貸住宅309戸に対して、家賃の一部を助成しました。	現在新規供給（認定）は行っていないため、既に認定済の住宅に対し、引き続き家賃の一部を助成します。
70	住宅セーフティネット事業	民間賃貸住宅の空き室等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、セーフティネット住宅への経済的支援及び居住支援等により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に取り組みます。	セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、要件を満たす住宅に対し家賃及び家賃債務保証料の補助を実施しました。また、「よこはま住まいサポート相談窓口」において、住まい探しにお困りの方への情報提供・相談対応を実施しました。	子育て世代を含む住宅確保要配慮者の住まいの確保のため、引き続き、家賃補助付きセーフティネット住宅の供給を進めます。また、「よこはま住まいサポート相談窓口」を中心とした支援（各種住宅制度の紹介、福祉相談窓口の紹介等）を、福祉関係機関等と連携しながら取り組みます。
71	住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）	離職や廃業等に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。	離職や廃業等に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に、住居確保給付金を支給し、家賃相当額の支給と就労支援を行いました。	引き続き、収入が減少して生活にお困りの方に対して、住居確保給付金の制度が行き届くよう周知をしていきます。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】

●子どもの貧困の背景には経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり、子どもや親の障害、家庭の養育力不足、DVなどの様々な要因が影響しています。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (1) ひとり親家庭に対する支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
72	母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親家庭等自立支援事業）	ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）に就労支援員を配置し、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、就労支援員が区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。また、就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行うとともに、離婚前からの相談や、ひとり親であることの悩みなど就労以外の相談についても、区役所と連携しながら対応します。	就労相談件数 延べ 1,350件 就労支援計画策定数 317件 センターの支援による就職者数 155人	ひとり親家庭からの相談を受付ける総合的な窓口として、就労相談や情報提供、「ひとり親サロン」等の実施によるひとり親家庭同士の交流、弁護士等による専門的な相談などを、関係機関と連携しながら実施しました。 今後も伴走型の自立支援を推進し、ひとり親家庭の個々の状況に合わせて寄り添いながら、就労や能力開発のための支援を行っていきます。
73	自立支援教育訓練給付金事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	職業能力開発のため、介護ヘルパー等の一般教育訓練や、看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。	講座指定申請者数：99人 支給申請者数：51人 支給額：6,586,235円	令和6年度の国による制度改革を踏まえて所得制限を撤廃により、申請者の負担が軽減されました。今後も、適正な制度案内、審査と支給を行っていきます。
74	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。	講座指定申請者数：2人 受講開始時給付金額：0円 修了時支給申請者数：0人 支給額：0円 合格時支給申請者数：0人 支給額：0円	令和6年度の国による制度改革を踏まえて所得制限を撤廃により、申請者の負担が軽減されました。 引き続き、制度の適切な案内及び周知を進め、利用につなげていきます。
75	高等職業訓練促進給付金事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。	支給人数：276人 支給額：259,955,500円	令和6年度から看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合は「特定高等職業訓練促進給付金」（扶養している子が2名までの場合は月3万円、3名以上の場合は月5万円）を上乗せで支給しています。 引き続き、制度の適切な案内及び周知を進め、利用につなげていきます。
76	日常生活支援事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化や病気、就職活動などにより一時的に家事・育児等に困っている方に対し、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。	利用世帯：延べ238世帯 派遣回数：1,272回	令和5年度から利用者負担額を無償化したことにより、利用希望が高まっています。申請に対して迅速に対応するとともに、受託事業者を増やし、利用可能区域を広げることで、より利用者のニーズに応えられるよう、事業体制の強化を図ります。

77	ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学生に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、進学への不安や教育費の確保などの悩みへ対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。	子への学習支援：86世帯 親への相談支援：87世帯 「学校の授業以外で自宅で学習する時間を取っている」と回答した子の割合：支援前後で11ポイント増 「教育費に関する知識を持っている」と回答した親の割合：支援前後で11ポイント増	令和6年度には子の学習支援回数を10回から20回に拡充し、ニーズの増加に対応しました。「証拠に基づく政策立案(EBPM)」の一環として、業務委託先と成果連動型契約を結んでいるため、引き続き、有効性について検証したうえで今後の事業のあり方を検討していきます。
78	養育費確保支援事業（ひとり親家庭等自立支援事業）	養育費の確保が困難なひとり親家庭に対し、調停申立や公正証書の作成等にかかる費用（収入印紙代や手数料等）の補助や養育費の立て替え払いの補助など、養育費の安定的な確保に向けた支援を実施します。	養育費取決め支援補助金 支給人数：85人 支給額：1,783,740円 養育費保証支援補助金 支給人数：3人 支給額：140,000円	令和6年度にはADRへの費用補助や弁護士報酬委任への補助を行うなど、養育費の取決め支援・保証支援の促進強化を図り、申請数は増加傾向にあります。引き続き、母子家庭等就業・自立支援センター事業において実施している「ひとり親の親講座」や「養育費セミナー」などで養育費確保の重要性についての啓発と制度のさらなる周知をはかり、利用につなげていきます。また、民法改正を踏まえて、令和7年度には親権・監護、養育費、親子交流等について取り決めの必要性や利用できる制度の案内などを目的に、リーフレットを作成し配布します。
79	保育所等や一時預かり事業等の利用料減免	保育所等や一時預かり事業等を経済的負担なく利用できる環境を整えるため、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）に対する利用料の減免を行います。	保育所等の利用料について、ひとり親世帯等に該当し市民税所得割額が77,100円以下の場合、他の同収入の世帯よりも軽減した保育料としています。一時預かり事業（一時保育（民間）、乳幼児一時預かり）においては、令和3年度より、ひとり親世帯に対する減免を実施しており、令和6年度実績は2,937人です。	引き続き、ひとり親世帯に対する減免を実施します。
80	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	支給児童数：281,575人 支給金額：8,176,135,560円	今後、システム標準化や行政手続のオンライン化等の動きがあることから、費用対効果を考えながら適切に制度運用し、手当を着実に支給します。引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与していきます。
81	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の子ども及び親等が医療機関を受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（所得制限あり）。	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方が、医療機関を受診した場合、保険診療の自己負担額を助成しました。令和6年11月の児童扶養手当の所得制限の引き上げに伴い、令和7年1月に、父・母および養育者の所得制限の引き上げを行いました。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
82	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能習得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子で貸し付けます。	母子父子貸付件数・金額：206件・116,214,158円 寡婦貸付件数・金額：5件・2,452,800円	日本学生支援機構の奨学金等の利用により、申請者数は漸減傾向にあります。償還時に滞納が発生しないよう、貸付の必要性や返済の見通しを聞き取りにより十分確認し、引き続き事務を適正に実施します。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (2) 外国籍・外国につながる子どもへの支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
83	保育所等における外国につながる子ども・家庭への支援	保育所や幼稚園等における外国人の子どもの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費を助成します。 また、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助します。	外国人の子どもの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費として27か所（月平均）に外国人児童保育事業助成を実施しました。 また、外国籍の子ども・保護者に対する個別の対応が円滑にできるように、翻訳機等の導入に要する費用を20施設に補助をしました。	引き続き、外国人の子どもの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費及び翻訳機等について助成します。
84	ニーズに応じた外国籍等児童生徒への学校への適応支援、日本語指導	児童生徒、保護者のニーズに応じて、日本語支援拠点施設「ひまわり」、「鶴見ひまわり」、「都筑ひまわり（仮称）※」における来日初期の集中的な支援や、学校に設置される国際教室、資格を持つ日本語講師、母語のできるボランティアなどにより学校への適応支援や児童生徒への日本語指導を行います。	外国語補助指導員配置校を14校から16校に拡充しました。 3か所目の日本語支援拠点施設に日本語支援アドバイザーを配置しました。 令和7年3月には、「ひまわりスタートカリキュラム(アニメーションスライド)」を発行し、日本語支援拠点施設ひまわりで実施している初期サバイバル日本語指導のための教材を、学校に提供しました。 「日本語指導者リーダー養成講座」を開講し、国際教室担当者の専門性を高めることができました。	市内全域の日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況や各日本語拠点施設の入級状況等を踏まえて、4か所目以降の拠点施設の設置、オンライン等を活用した日本語支援について検討していきます。また、外国語補助指導員をR7年度も増員するとともに、日本語指導が必要な児童生徒や教職員への更なる支援に取り組みます。
85	多文化共生総合相談センター	市内在住外国人等への一般生活に関する相談対応や、国際交流・ボランティア活動・外国人支援などの市民活動についての情報提供等を行います。また、専門的な情報提供が必要であると判断した場合は、適切な専門機関を紹介するなどの対応を行っています。	在住外国人等への情報提供・相談対応 令和6年度相談件数：11,913件	横浜市国際交流協会が持つ知見・経験を活かし、関係機関とも連携を促進します。また、ラウンジの対応力の更なる向上に寄与します。
86	国際交流ラウンジ	市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っています。市民活動団体、NPO法人、公益財団法人などにより運営され、多くの市民ボランティアが協力しています。	在住外国人等への情報提供・相談対応 令和6年度相談件数：18,068件	各国際交流ラウンジが持つ知見・経験の共有や、互いの役割を分担・補完し合えるよう一層の連携強化を進めるとともに、関係機関とも連携を促進します。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (3) 不登校児童生徒等への支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
87	ハートフルフレンド家庭訪問	家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生が定期的に家庭訪問を行い、会話や遊び等、児童生徒にあった諸活動を通じて、社会的自立に向けた支援を行います。	外出することが困難な不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生等が定期的に家庭訪問を行い、話し相手や遊び相手として過ごしました。年齢の近い大学生と好きなことをして過ごすことで、自己肯定感の向上や人との信頼関係づくりのきっかけになるよう支援を行いました。	引き続き、本事業を通じて、外出することが困難な不登校児童生徒に対して、自己肯定感の向上や人との信頼関係づくり、社会的自立に向けた支援を行います。
88	ハートフルスペース	週1～2回通室し、支援員との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、不登校状態にある児童生徒の自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、社会的自立に向けた相談・指導を実施します。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。	登校はできないものの外出することができる児童生徒に対して、支援員等との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、基本的な生活習慣を確立できるよう支援を行いました。また、カウンセラーによる教育相談や保護者同士の情報交換会を行いました。	引き続き、本事業を通じて、登校はできないものの外出することができる児童生徒に対して、自己肯定感の向上や人との信頼関係づくり、社会的自立に向けた支援を行います。
89	ハートフルルーム	不登校児童生徒の基本的な生活習慣の確立、基礎学力の獲得、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた支援・相談を行います(原則として、ハートフルスペースへの通室を経てからの入室となります)。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。	登校はできないものの外出することができる児童生徒に対して、学習を中心とした集団・スポーツ体験活動等を通して、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の補充及び自己決定力の育成を支援しました。また、カウンセラーによる教育相談も実施しました。	引き続き、本事業を通じて、登校はできないものの外出することができる児童生徒に対して、自己肯定感の向上や人との信頼関係づくり、社会的自立に向けた支援を行います。
90	アットホームスタディ事業	ひきこもり傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保及び学習の定着を目指します。	不登校又は不登校傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保を支援しました。	引き続き、本事業を通じて、不登校又は不登校傾向にある不登校児童生徒に対して家庭での学習機会の確保を支援します。
91	特別支援教室等を活用した不登校傾向にある生徒への支援	在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を実施します。	在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を行う「校内ハートフル事業」を令和4年度から20校増やし、55校で実施しました。	引き続き、本事業を通じて、学校内での生徒一人ひとりにあった安心できる居場所と個に応じた学びの機会の確保を支援していきます。
92	フリースクール等の民間教育施設との連携	民間教育施設への委託により、訪問員が不登校児童生徒の家庭を訪問してオンライン学習教材を活用した学習支援等を実施するとともに、浦舟複合福祉施設を活用した不登校児童生徒への支援を実施します。また、民間教育施設と連携し、協働事業等を実施します。	訪問員が不登校児童生徒の家庭を訪問して学習支援等を実施する「家庭訪問による学習等支援事業」のほか、不登校児童生徒の通室施設「ハートフルみなみ」「ハートフル西部」の3事業を民間教育機関への委託により実施し、民間との連携による不登校児童生徒支援を進めました。また、民間教育機関等で組織する「横浜子ども支援協議会」と連携した協働事業等も実施しました。	引き続き、民間のノウハウも活用しながら、不登校児童生徒支援一人ひとりにあった安心できる居場所と個に応じた学びの機会の確保を支援していきます。また、協働事業の実施等を通じて、民間フリースクール等とも連携しながら不登校児童生徒の社会的自立を支援していきます。
93	不登校児童生徒支援コーディネーター	不登校児童生徒支援コーディネーターの配置により、児童の多様な学びの場の確保や社会的自立に向けて、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を促進します。また、保護者の会への訪問や保護者へのヒヤリングを通じて、ニーズを把握し、一人ひとりの状況にあった支援の充実を図ります。	不登校児童生徒支援コーディネーターの配置により、児童の多様な学びの場の確保や社会的自立に向けた、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を行いました。また、保護者の会への訪問や保護者へのヒヤリングを通じて、ニーズを把握し、一人ひとりの状況にあった支援の充実を図りました。	引き続き、不登校児童生徒支援コーディネーターを通じた学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を促進し、不登校児童生徒の社会的自立を支援していきます。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (4) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
94	里親・ファミリーホーム委託の推進	様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう、里親等の担い手の確保及び育成を行い、委託を進めます。また、里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。	令和5年度は新たに42組の方々が児童福祉審議会里親部会の審議を経て横浜市認定里親になったほか、里親・ファミリーホームへの委託を進めた結果、里親委託率も20.7%に上昇しました。また、新たにファミリーホームを2箇所開設しました。9月には、里親フォスタリング事業を民間団体に委託したため、里親の広報啓発や里親リクルート活動の拡充が図れました。 令和6年度は新たに26組の方々が児童福祉審議会里親部会の審議を経て横浜市認定里親になったほか、里親・ファミリーホームへの委託を進めた結果、里親委託率も24.8%に上昇しました。	里親フォスタリング事業を民間団体に委託し、特に、里親の広報啓発や里親リクルートを重点的に実施することで新規の里親登録者の増加を目指します。また、里親研修の実施や里親希望者の相談対応及び面接を民間団体に委託することで、児相職員が里親委託後の支援に重点を置けるため、里親子へのより手厚い支援を実施できます。これらの効果により、里親委託率の引き続きの増加を目指します。
95	施設等退所後児童に対するアフターケア事業	施設等を退所した児童の孤立を防ぎ、自立につなげていくため、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施するとともに、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。 また、施設退所者等が気軽に立ち寄り、相談したり、情報提供を受けたりできる居場所である「B4S PORT よこはま」※を運営し、必要に応じて個別支援につなげていきます。 ※令和6年8月1日に「よこはまPort For」から名称変更	支援拠点として、退所者等が気軽に集える居場所「B4S PORT よこはま」を運営し、そこに支援コーディネーターを配置することで就労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を実施しました。具体的には、以下のような取組を実施しました。 ・入所中及び退所後の生活相談や情報提供、仕事や学業継続のための支援、イベントを通じた交流等の実施 ・携帯メール等の活用による情報提供・広報活動の実施 ・施設退所後児童当事者によるサークル活動、情報発信などの支援 ・アパート探しの情報提供、不動産業者への同行等の居住場所確保のための支援 また、令和5年度からは施設退所児童の精神面のサポートを充実させるため「B4S PORT よこはま」で公認心理師等による心理的ケアを実施しました。	児童福祉法の改正により令和6年度からは退所後児童に加え、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等も支援が必要と認める場合は対象となりました。引き続き必要な支援に適切につなぐため、情報の提供、相談及び助言や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけます。
96	資格等取得支援事業	施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得のための費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。	確実な就労に向けた支援として、資格取得を機に転職または勤務先でのステップアップを希望する人に対し資格取得資金を支給しました。また、進学にあたって必要となる経済的支援を実施しています。 ・資格等取得支援費 普通自動車免許取得費用として30万円を上限に実費相当額の支給を実施しました。 ・大学進学等自立生活資金（家賃補助） 大学・短大・専門学校等に就学中の2年間、毎月の家賃の半額（上限3万円）の支給を実施しました。 ・専門学校・大学等への初年度納入金 専門学校・大学等への初年度納入金として120万円を上限に支給を実施しました。	令和6年度から就活中、公務員試験勉強、大学院への進学準備など将来のための活動を支援するため、進学後2年を経過した者でも、当該活動によりアルバイト等ができず経済的に不安定となる期間のみ支給対象（補助期間）に加え支援してします。

97	自立援助ホーム事業	義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行います。	8か所の自立援助ホームを運営し、延べ308人の児童の支援を実施しました。 心理担当職員については、5か所の自立援助ホームに配置しました。	自立生活を目指す児童や高年齢児の受入れ先として、必要不可欠な施設です。引き続き既存施設の支援及び必要に応じて新規設置を進めていきます。 また、児童福祉法の改正により令和6年度からは児童養護施設等も児童自立生活援助事業（自立援助ホーム事業）が実施できることになり、これまでの8か所の自立援助ホームに加え1か所の児童養護施設にて児童自立生活援助事業を行います。
----	-----------	---	---	---

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 (5) 困難を抱える子ども・若者への支援

No	主な取組名	内容	令和6年度の取組実績	実績を踏まえた取組の方向性
98	青少年相談センター事業	ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。	青少年に関する総合的な相談（電話相談、来所による個別相談及び家庭訪問）や青少年の自立及び社会参加の支援（不登校・ひきこもり等の青少年を対象に、対人関係の調整や社会参加を支援するためのグループ活動や宿泊体験、家族セミナーなどによる家族支援等）、青少年の問題に関する情報の提供及び普及啓発、子ども・若者への支援者を対象としてスキルアップ研修の実施に取り組みました。また、令和6年度から、不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力や研修で体験談発表を行う「ピアサポーター事業」を開始し、面談同席や同行支援などを行いました。	今後も青少年及びその家族を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を実施してまいります。今年度は家族セミナーに地域ユースプラザや区困窮担当からの参加も呼びかけ、家族支援におけるさらなる連携を強化しています。また、関係機関等への専門的な助言、研修等による人材育成、関係機関や地域との連携など若者支援機関としての取組を強化します。
99	地域ユースプラザ事業	地域ユースプラザ（市内4か所）は、青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。 また、支援につながっていないひきこもり等の若者を支援につなげるため、地域ユースプラザの相談員が各区に出向いて、専門相談及びセミナー・相談会を実施します。	地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談等）や区役所における若者のための専門相談の実施（全区において月2回）、ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営、社会体験・就労体験プログラムの実施等を行いました。 また、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しました（全区において年1回）。	困難を抱える若者に対する地域の方の理解を促進するとともに、関係機関等への研修や連絡会などを通じて、支援方法の共有や連携を強化することによる支援の質の向上を進めていきます。 また、支援につながっていない方を支援につなげるために、今後も区役所における専門相談やひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施し、区や関係機関と連携して広く周知していきます。
100	若者サポートステーション事業	働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供します。 また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格取得に係る支援を行います。	困難を抱える15歳から49歳の者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援しました。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援しました。	働くことに自信が持てないなど職業的自立に向けた支援を必要としている若者等に対し、引き続き、適切な支援を実施してまいります。支援機関につながったことがない若者への広報も含めて取り組みを強化していきます。
101	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	若者サポートステーションを利用する若者のうち、生活困窮状態にあり、複合的な課題を抱える若者に対する相談支援を行います。 また、就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図る支援を行うため、学校との連携のもと、定期的に出張相談等を実施します。	生活困窮状態にある若者の自立に向け、医療機関や区役所等への同行支援等の手厚い支援を実施しました。 また、自らSOSを発することができない若者に対する早期支援として高校等へ出張相談等を行い、積極的な働きかけによる早期解決のため支援を行いました。	生活困窮状態にあり複合的な課題を抱える若者の自立に向けた意欲の向上が図れるよう、適切な支援を実施するとともに、支援を必要としている若者が本事業につながるよう、広報・啓発をより進めていきます。

102	よこはま型若者自立塾	長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象として、それぞれの状況に応じて通所や宿泊等によるプログラムを提供し、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を実施します。	長期にわたって不登校やひきこもり状態にあった15歳から39歳以下の若者を対象に、低下した体力の回復や生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援を、最長6か月間の利用期間内で定期的に行いました。 支援にあたっては、本人が自分の状態に合わせて事業に参加できるよう、座学での学び、体力づくりや体験などの活動（プログラムの受講）を通して、自分のありたい姿と一緒に設計しました。	長期にわたって不登校やひきこもり状態にあった15歳から39歳以下の若者を対象に、低下した体力の回復や生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援を、最長6か月間の利用期間内で定期的に行います。 支援を行うにあたっては、本人が希望する次の進路を目指せるように、座学での学び、体力づくりや体験などの活動（プログラムの受講）を通して、自分のありたい姿と一緒に設計していきます。
103	困難を抱える若者に対するSNS相談事業	子ども・若者全般、ひきこもり状態の若者及びヤングケアラーを対象とするSNS（LINE）を活用した相談の窓口を開設し、若年層等、既存の電話相談につながりにくい者からの相談を受け付けます。また、SNS相談を利用した者が直接相談につながるよう支援を行います。	39歳までの方とご家族などを対象に、毎日14時から21時の間、専門の相談員がチャット機能による相談を実施しました。	引き続き、来所や電話での相談につながりにくい子ども・若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を毎日実施します。
104	若年無業女性への支援	若年無業の女性の中でも、特に就労や人間関係の構築に困難を抱える方に対し、就労支援を実施します。	困難を抱える15～39歳の若年女性を対象とした「ガールズ編しごと準備講座」を開催しました。18人参加。めぐカフェでの就労体験・市民グループが主催するボランティア活動等の社会体験 12人参加。	若年無業女性に対する支援は、ニーズを踏まえて、就労支援講座の実施や就労体験・社会体験のサポートを継続して実施します。

令和7年度の重点取組の状況(令和7年7月末時点)

資料3-2

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	第1期計画当初(平成28年度) または事業・取組開始時の状況	令和7年度の状況 (令和7年7月末時点)	令和7年度の実施内容等(下線部:変更点)
寄り添い型生活支援事業	(登録者数等) 平成29年3月末 8か所・157人	(登録者数等) 令和7年3月末 21か所・350人	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣(簡単な調理、歯磨き、宿題など)の習得のための支援を実施します。 (実施か所数) 18区・21か所
寄り添い型学習支援事業	(登録者数等) 平成29年3月 26か所・1000人	(実施か所数) 18区・40か所	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施しています。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施しています。 (実施か所数) 18区・40か所
放課後学び場事業	(実施校数) 平成28年度 21校(中学校)	(実施校数) 小学校34校、中学校61校	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 (実施校数)※8月に実施校追加募集の予定有 小学校37校、中学校62校
就学奨励事業	(認定者数) 【就学援助】36,417人(H28年度) 【個別奨励費】5,422人(H28年度) 【緊急避難児童生徒就学援助費】71人(H28年度) 【私立学校就学奨励費】453人(H28年度) 【夜間学級就学奨励費】6人(R5年度)	就学援助は第1期受付分の認定結果を返送しました。また、追加申請分の書類受付も行っています。私立学校等就学奨励費や夜間学級就学奨励費については、令和7年度のお知らせを学校に配布しました。 個別支援学級就学奨励費については、個別支援学級に通う児童生徒にかかる前期支給分や通級指導教室通学費の書類審査を行っています。	経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費を支給します。 小・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給します。 (認定者数(予算)) 【就学援助】28,161人 【個別奨励費】12,639人 【緊急避難児童生徒就学援助費】1人 【私立学校就学奨励費】368人 【夜間学級就学奨励費】8人

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	第1期計画当初(平成28年度)または事業・取組開始時の状況	令和7年度の状況(令和7年7月末時点)	令和7年度の実施内容等(下線部:変更点)
こども食堂等支援事業	(市が把握している子ども食堂数) 平成28年7月 39か所	(市が把握している子ども食堂数) 令和7年2月 237か所 フードバンク等と連携した食材等の配付について、延べ41団体へ支援を実施しました。(6月末時点) また、こども食堂等活動支援補助金について、令和7年3月から申請を開始しています。 さらに関係団体同士の連携を強化するため、鶴見区、港南区、泉区に加え、港北区、戸塚区、瀬谷区でこども食堂等ネットワーク構築に取り組んでいます。	こども食堂等の地域の取組が推進されるよう支援に取り組みます。フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、こども食堂等の取組に対する補助を実施します。また、関係団体同士の連携を強化するため、こども食堂等ネットワーク構築の対象区を拡大します。
ひきこもり等困難を抱える若者への支援の推進	令和29年5月から、全ての区役所において、ひきこもり等困難を抱える若者の専門相談を新規実施(地域ユースプラザ職員を定期的に派遣し、区役所に専門相談の窓口を設置)	三機関連絡会(青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションによる連携会議)を開催し、意見交換を行うとともに、相互理解を深めるための見学・交流会を計16回行っていきます。また、広く、地域支援者に向けて、メンタルヘルス等に関する研修の動画配信の実施に向けて、準備を進めています。	青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。今年度の家族セミナーには地域ユースプラザや区困窮担当からの参加も呼びかけ、家族支援におけるさらなる連携強化を図ります。こども・若者支援に関する理解を深め、地域における支援意識の向上を図るため、メンタルヘルス等に関する研修を実施します。こどもや若者が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談を毎日実施します。
ヤングケアラーの支援に向けた取組	令和4年度:実態調査を実施 令和5年度:次の取組を開始 ○支援団体への補助 ・2団体 ○広報・啓発 ・特設ウェブサイトの開設 ・市内小中高校へのポスター配布(638校) ・小学4年生以上の生徒への相談カードの配付(約27万枚) ○関係機関向け研修 ・42回 延べ998人参加	地域全体でこどもたちを見守り、支える環境づくりのため、以下の取組を実施しました。 ○支援団体への補助 ・5団体 ○SNS相談 ・「よこはま子ども・若者相談室」の相談メニューの一つとして、SNS相談を実施 ○広報・啓発 ・特設ウェブサイトによる広報・啓発 ○市民向け研修 ・全6回 動画視聴数 378回(令和7年7月31日時点)	ヤングケアラーの負担の軽減や本人やその家族を見守り・支える環境づくりを進めます。 ○庁内及び関係機関との支援体制の構築 ○ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助 ○SNSを活用した相談の実施 ○広く市民に向けた広報・啓発や研修の実施 ○アンケートによる実態調査の実施 ○「横浜市子ども・若者支援協議会」における議論
困難を抱える高校生支援事業	定時制高校は、困難な課題を抱えた生徒の割合が高く、その内容も複雑化、多重化する傾向にありました。 その中でも、横浜総合高校の生徒は、ひとり親家庭や生活保護を受けている家庭の割合が高く、経済的な面での課題や、基本的な学習習慣が身に付いていない生徒も多く、基礎的な学力の課題がある生徒も多く在籍しています。こうした状況への対応の課題がありました。 (平成28年10月開始)	<ようこそカフェ(横浜総合)> ・実施回数:11回 ・参加人数:延べ 4,402人 <食育プログラム(ようこそカフェの開催に合わせて実施)> ・実施回数:11回 ・提供食数:4,402 食 <就業体験> ・実施回数:(横総)0回、(戸定)1回 ・参加人数:(横総)0人、(戸定)22人 <異年齢交流事業(こども食堂)(横浜総合)> ・実施回数:4回 ・参加人数:延べ12人 <地域貢献事業(横総大感謝祭)> ・実施回数:0回(12月に実施予定) <定期食事会(戸塚定時制)> ・実施回数:2回 ・参加人数:延べ70人 <校内カフェ とまりぎ(戸塚高校定時制)> ・実施回数:4回 ・参加人数:延べ160人	様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校内のフリースペースでの軽食の提供や戸塚高校定時制での食事会、校内カフェの実施等による、友人・大学生等との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談 等 ○就業体験プログラム(横浜総合高校・戸塚高校定時制)、社会貢献活動・ボランティア活動の実施

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	第1期計画当初(平成28年度)または事業・取組開始時の状況	令和7年度の状況(令和7年7月末時点)	令和7年度の実施内容等(下線部:変更点)
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、適正な審査及び円滑な手当の支給を行いました。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、適正な審査及び円滑な手当の支給を行いました。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します(年6回)。
ひとり親家庭等自立支援事業	ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援に取り組みました。 ※ひとり親世帯フードサポート事業について 令和2年度から令和5年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮しやすいひとり親世帯に対し、フードバンクを活用した食品提供を行いました。(令和5年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行したため、コロナ禍対応としての事業は終了) 令和7年度から「ひとり親家庭等自立支援事業の細目事業として実施	ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めています。 (令和7年7月末時点の実施実績) ○自立支援教育訓練給付金事業 支給者25人 ○高等職業訓練促進給付金事業 支給者224人 ○高等職業訓練促進資金貸付事業 1人 ○日常生活支援事業 派遣回数 261回 (令和7年6月末時点の実施実績) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 センターの支援による就労者数 40人 (令和7年6月末時点の実施実績) ○思春期・接続機支援事業 利用世帯数 106世帯 ○養育費確保支援事業 27件 ○ひとり親家庭大学等受験料補助事業 0件 ○ひとり親家庭フードサポート事業 465世帯	ひとり親家庭等に対する総合的な自立支援を進めます。 ○高等職業訓練促進給付金等事業:看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に「特定高等職業訓練促進給付金」を上乗せして支給 ○高等職業訓練促進資金貸付事業:住宅支援資金貸付の単価を増額 ○日常生活支援事業:離婚前の方の利用要件を緩和 ○情報提供・啓発事業:民法改正法の施行に向けたリーフレットを作成 ○ひとり親家庭大学等受験料補助事業:中3、高3の模擬試験受験料の補助を開始
ひとり親世帯等に対する減免制度	【ひとり親世帯に対する利用料減免】 (令和3年度実績) 延べ利用人数実績 乳幼児一時預かり事業 631人 一時保育事業 254人 【横浜子育てサポートシステム事業(令和4年度開始:令和5年1月~3月)】 ・助成件数 44件 ・助成金の支払 262,450円	【ひとり親世帯に対する利用料減免】 (令和6年度実績) 延べ利用人数実績 乳幼児一時預かり事業 2,020人 一時保育事業 917人 【横浜子育てサポートシステム事業】 (令和7年4~7月) ・助成件数333件 ・助成金の支払 1,797,275円	多様な保育ニーズに対応した一時預かりなどを経済的負担なく利用できる環境を整備します。

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業名	第1期計画当初(平成28年度) または事業・取組開始時の状況	令和7年度の状況 (令和7年7月末時点)	令和7年度の実施内容等(下線部:変更点)
施設等退所後児童に対するアフターケア事業	施設等は退所後の児童に対して自立のための援助を行うことが児童福祉法に定められていますが、必ずしも十分とは言えない状況のため、市として退所後児童の自立に向け必要な支援内容の検討等を進めてきたところ、国において事業化が図られたこともあり、平成24年度から事業を開始し、児童養護施設等を退所した児童等が就労や通学を継続し、安定して生活することを目的として施設等入所中及び退所後児童に対し、生活全般にわたる相談や支援、情報提供、居場所事業等を行っていました。	退所者等が気軽に集える居場所「B4S PORT よこはま※」を運営し、就労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を実施しています。 心理的ケアについては、心理担当職員による個別面談など実施しています。 施設等退所後児童のための資格等取得支援事業(資格取得支援、家賃補助、大学等初年度納入金)について30件(令和6年度末時点)の助成を実施しています。 また、社会的養護経験者の支援ニーズ等を把握するため、社会的擁護自立支援協議会(社会定期養護経験者、施設関係者等が参加)を設置し検討会を4回開催。退所者、入所者、施設に対し調査を実施しました。(3月末調査結果公済み)	支援拠点「B4S PORT よこはま※」の運営や、相談支援を実施するほか、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップや、公認心理師等による心理的ケアを実施します。 ○事業名を国の事業名にあわせて「社会的擁護自立支援拠点事業」に変更 ○支援拠点に弁護士の配置をし、児童等が求める時に早期かつ適切に専門的支援を実施 ○支援拠点事業者が物件を確保し、帰住先を失っている児童等を状況が安定するまでの間、一時的に宿泊させ、食事・入浴等の提供、専門的な相談支援を実施 ○児童福祉法改正により、施設等退所後児童に加え虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった方等も対象となったため、様々なチャンネルを活用し事業の案内を実施(定時制高校等及び市内30大学) ※令和6年8月に「よこはま Port For」から名称変更

アフターケア・インケアに関するアンケート調査

令和6年度（2024年度）横浜市社会的養護自立支援実態把握事業 報告書概要版

児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしてきた方・現在生活している方に、自立支援のニーズを調査しました。
この概要版では、社会的養護経験のある方たちが、いまどのような生活をおくり、どのような気持ちでいるのかを紹介します。

退所者調査

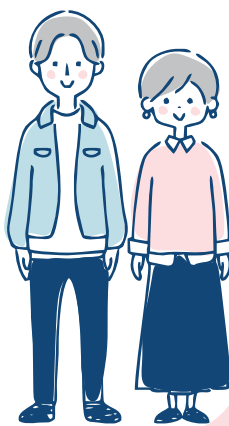
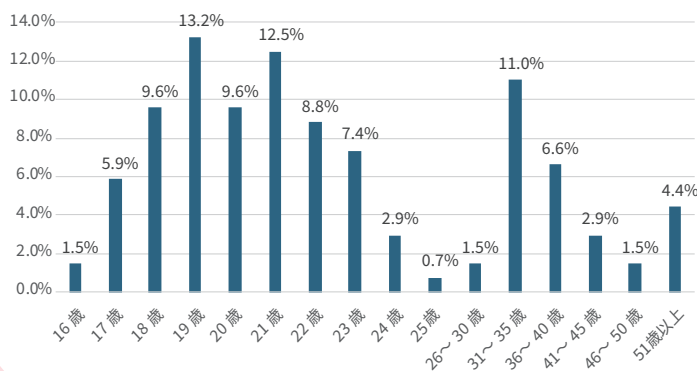
Aftercare

回答者 136 名

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親家庭、ファミリーホーム、自立援助ホームを過去5年（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に退所した、15歳以上の義務教育を終了した者

※調査では、母子生活支援施設の保護者にもアンケートを実施しているため、年齢層に保護者世代の年齢が加わっている。保護者年代は、グラフ上では5歳ごとにまとめて表記した。

回答者年齢分布



入所者調査

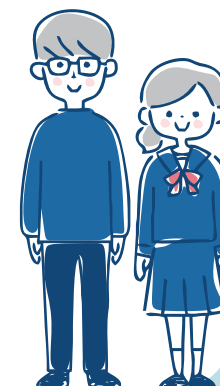
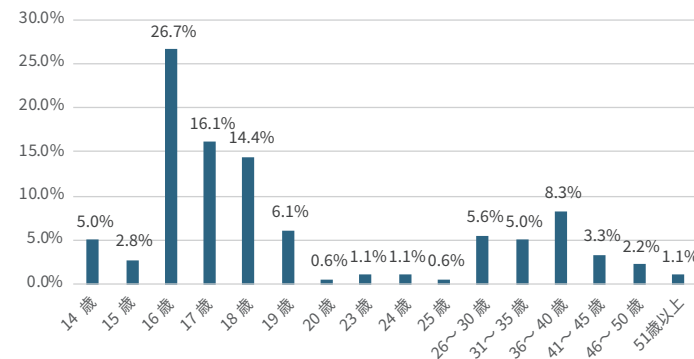
Incare

回答者 180 名

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親家庭、ファミリーホーム、自立援助ホームに入所中の15歳以上の義務教育を終了した者

※調査では、母子生活支援施設の保護者にもアンケートを実施しているため、年齢層に保護者世代の年齢が加わっている。保護者年代は、グラフ上では5歳ごとにまとめて表記した。

回答者年齢分布



施設で過ごした期間

最後に生活していた施設で過ごした期間 **TOP 5**

1年	: 16.2%
2年	: 16.2%
1年未満	: 10.3%
3年	: 10.3%
4年	: 8.1%



施設で過ごした期間は、「1年・2年」が最も多く、5年未満が61.1%となる。

仕事

現在の就労状況

現在の働き方 **TOP 3**

正社員	: 44.0%	} 47.6%
パート・アルバイト	: 39.3%	
契約社員・派遣社員	: 8.3%	

※重複回答あり



働き方は、「正社員」が最も多く「パートアルバイト」が続く。非正規の割合は正社員を超える。

進路

退所直後の進路

就職・就労 **49.3%** 進学・通学 **33.1%**

未定: 11.8% その他: 5.9%



退所後の進路は、「就職・就労」のほうが16.2ポイント多い。

住まい

現在の住宅状況

民間賃貸住宅	: 56.6%
公的賃貸住宅	: 11.0%
親の家	: 5.9%
福祉施設・自立支援ホーム	: 5.9%
会社や学校の寮	: 5.9%



現在の住まいは、「民間賃貸住宅」が半数を超え、次いで「公的賃貸住宅」が続く。

家計

収入と支出のバランス

収入と支出は同じくらい	: 40.4%
支出のほうが多い	: 24.3%
収入のほうが多い	: 17.6%
わからない	: 17.6%



「収支のバランスが変わらない」が最も多い一方で、「収入のほうが多い」は最も低い17.6%となった。

貯金の有無

貯金がない	: 44.9%
貯金がある	: 44.1%
わからない	: 11.0%



「貯金の有無」は、同程度である。
11.0%は「貯金の有無」が把握できていない状況が見えた。

ローンや借金

ローンや借金の有無

ローンや借金がない	: 69.1%
ローンや借金がある	: 21.3%
わからない	: 9.6%



69.1%が「ローンや借金がない」と回答するも
21.3%は「ある」と回答している。

ローンや借金の理由 TOP 3

一時的な出費があつて借金をした	: 37.9%
日常的な生活費が足りずに借金をした	: 34.5%
住宅ローンを借りた	: 13.8%

「一時的な出費による借金」が37.9%で最も多いものの、
「日常的に生活費が足りていない」が34.5%で続く。
厳しい経済状況が見えてくる。
「住宅ローンを借りた」は、母子生活支援施設の保護者による回答と推測される。

からだの健康状態

身体的な健康状態が悪い

通院している : 26.5%
 通院していないが体調が悪い : 8.8%

身体的な不調は、合計 35.3% となった。



こころの健康状態

精神的な健康状態が悪い

通院している : 30.9%
 入院中である : 0.7%
 通院していないが心の状態が悪い : 8.8%

精神的な不調は、合計 40.4% となった。



通院状況

過去 1 年間の通院

通院できなかった : **22.1%**

施設区分別のTOP理由

施設

お金がかかるから
 時間がないから
 ともに **38.5%**

自立支援ホーム

お金がかかるから
71.4%

母子生活支援施設

時間がないから
66.7%

自立支援ホームでは、経済的な理由による通院の断念が7割を超えている。

施設でのサポート

入所中に役に立ったサポート **TOP 5**

困ったときの相談方法・相談先の案内 : 34.6%
 退所後の住まい探し・同行 : 31.6%
 生活費のシミュレーション : 25.7%
 就職活動のサポート : 21.3%
 家事の練習・学習 : 21.3%
 退所後の不安の相談 : 21.3%

※重複回答あり

「困ったときの相談方法」が最も多く、次いで
 「退所後の住まい探し・同行」「生活費のシミュレーション」が続く。
 「困りごとへの対処・退所後の住まい・生活費管理」が役に立ったと回答している。



施設区分別の最も役に立ったサポート

施設

退所後の住まい
 探し・同行
46.6%

自立支援ホーム

困りごとや分からない
 ことの相談先や
 相談方法の案内
33.3%

ファミリーホーム+里親家庭

生活費の
 シミュレーション
75.0%

役に立ったサポートは、施設種別ごとに異なる。
 「ファミリーホーム+里親家庭」では、75.0%が「生活費のシミュレーション」
 となったが、「施設」では「退所後の住まい探し・同行」、
 「自立支援ホーム」では「困りごとの相談」となった。

施設等とのつながり

困ったときの相談相手 TOP5

施設以外の友	: 33.8%
施設等で過ごした友人	: 33.1%
施設の職員	: 29.4%
親	: 22.1%
交際中の人や配偶者	: 21.3%

※重複回答あり



上位は「友人」と「施設の職員」。「親」や「交際中の人や配偶者」も2割程度となる。

退所後、施設等からの連絡頻度

週1回以上	: 3.7%
月に1回以上	: 21.3%
2~3か月に1回以上	: 28.7%
半年に1回以上	: 14.0%
1年に1回程度	: 21.3%
1年に1回もない	: 11.0%



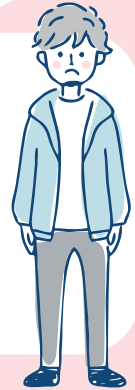
「2~3か月に1回以上」の連絡が最も多く28.7%。
次いで「月に1回以上」「1年に1回程度」の21.3%が続く。「週に1回以上」は3.7%となり、退所後の連絡頻度は少ない状況が見える。

不安と支援

退所前に不安だったこと TOP5

生活費や学費のこと	: 50.0%
将来のこと	: 33.8%
仕事のこと	: 28.7%
住まいのこと	: 27.2%
人間関係のこと	: 25.0%

※重複回答あり



「お金」「仕事」「住まい」に加えて「将来」や「人間関係」に関して不安を持っていた状況が見えてくる。

退所後に役に立ったと感じた支援 TOP5

日常的な雑談・相談	: 31.6%
イベントや交流会	: 26.5%
不安やトラブルなどの悩み相談	: 25.0%
食事の提供	: 14.0%
誕生日や成人式などのお祝い	: 13.2%

※重複回答あり

「日常的な雑談・相談」が最も多く、「イベントや交流会」が続く。
5位にも「誕生日や成人式などのお祝い」があり、日頃のコミュニケーションの重要性が伝わってくる結果となった。

進路

今後の進路

就職 **46.1%** 進学 **21.7%**

未定 22.8% その他 9.4%



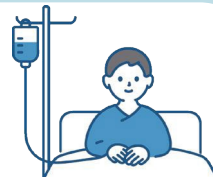
卒業後は「就職」が46.1%で、「進学」より24.4ポイント高い結果となった。

からだの健康状態

身体的な健康状態が悪い

通院している : 27.2%
通院していないが体調が悪い : 2.8%

身体的な不調は、合計30.0%となった。



こころの健康状態

精神的な健康状態が悪い

通院している : 40.0%
通院していないが心の状態が悪い : 5.0%

精神的な不調は、合計45.0%となった。



自立準備

将来の働くイメージ

できている・まあできている : 46.7%
できていない・あまりできていない : 26.7%
どちらとも言えない : 26.7%

「将来の働くイメージ」ができているのは46.7%。
できていないの26.7%と20ポイントの差となった。



自分で生活・生計を立てていくイメージ

できている・まあできている : 44.5%
できていない・あまりできていない : 34.4%
どちらとも言えない : 21.1%

「自分で生活・生計を立てていくイメージ」は、44.5%が「できている」と回答。できていないの34.4%と10.1ポイントの差となった。
「将来の働くイメージ」と同様にイメージができている状況が見えてくる。

施設等とのかわり

意思表示

尊重されている	}	72.8%
まあ尊重されている		
尊重されていない	}	7.8%
あまり尊重されていない		
どちらとも言えない：19.4%		

施設では72.8%が、自分を尊重していると感じており、尊重されていないと感じているのは7.8%だった。



職員との信頼関係

十分に信頼できる	}	71.6%
まあ信頼できる		
あまり信頼できない	}	6.6%
信頼できない		
どちらとも言えない：21.7%		

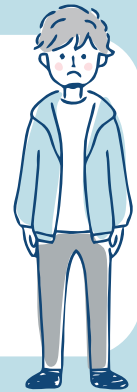
施設職員や里親、児相の担当者との信頼関係は、71.6%が「信頼できる」と感じており、「信頼できない」と感じているのは6.6%だった。

不安と相談

不安なこと TOP5



生活費や学費のこと	： 58.3%
仕事のこと	： 51.7%
住まいのこと	： 50.0%
将来のこと	： 41.1%
人間関係のこと	： 39.4%



※重複回答あり

お金や「仕事」に関する不安が最も多いが、「住まい」や「人間関係」も上位となる。幅広い分野で、不安要素が多いことが伝わる。

困ったときの相談相手 TOP5



施設職員・里親	： 51.7%
施設以外の友人	： 43.9%
施設の中での友人	： 29.4%
親	： 26.7%
児童相談所の人	： 23.9%



※重複回答あり

「施設職員・里親」は半数を超え最も多く、「施設以外の友人」も半数近くの2位となる。「親」は4位の26.7%となった。「友人」へ相談している様子もうかがえるが「施設職員・里親」へ相談するケースが高いことが伝わる。

まとめ

本調査の結果を受けて、横浜市社会的養護自立支援協議会にて以下のようなまとめを行いました。

- ①本調査で得られた結果をもとに、具体的な自立支援の手法等を行政や施設等で議論するなどして、共通の自立支援の仕組みづくりを行うこと
- ②定期的に自立支援の現状把握を行い、検証機能を継続していくこと
- ③調査に回答しなかった（できなかった）者に焦点を当てて求められる支援像を検討すること



施設や里親家庭等を巣立つ時の不安、これまでに受けたサポートの感想など、ここで紹介した以外にもたくさんの質問に回答いただきました。また、施設等へも自立支援調査を行いました、「退所後トラブルを抱え連絡がとれなくなったが、数年後に生活が落ち着き施設に顔を見せに来てくれるようになった」という回答もありました。ご興味・ご関心がある方は、ホームページに掲載している報告書（本編）をご覧ください。
※ページ数のある資料のため、パソコンでの閲覧をおすすめしますが、QRコードも記載します。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/yogo/jittaihaaku.html>

報告書（本編）



令和6年度（2024年度）横浜市社会的養護自立支援実態把握事業の概要

【事業主体】

横浜市

【事業目的】

横浜市管轄の社会的養護経験者の支援ニーズ等を把握するための実態調査を行い、社会的養護経験者の課題や困難に対して、効果的な自立支援が提供されるための環境整備を行い、今後の自立支援につなげる。

【調査対象の施設等】

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム

【実施した調査】

- ①退所者調査：調査対象施設を措置解除された本人記入調査
- ②入所者調査：調査対象施設に措置（委託）中の本人記入調査
- ③施設等調査：①および②の調査対象者を措置受託経験した、措置受託施設等

第3期横浜市こどもの貧困対策に関する 計画の策定について

1 第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画の策定について

(1) 概要

令和4年3月に策定した、現行の「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の計画期間が令和8年度で終了します。

これに伴い、引き続き、貧困の連鎖を防ぐための実効性の高い施策を展開していくため、「第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画」策定に向けた検討を開始します。

(2) 計画期間

5か年（令和9年度～令和13年度）

(3) 計画の検討体制

子どもの貧困対策に関する計画推進会議（当会議）及び庁内連絡会（関係区局による内部会議）等における意見・助言を踏まえて計画を策定します。

2 実態把握のための調査について

実効性の高い施策を展開するとともに、支援が確実に届く仕組みづくりを進めていくために、計画策定に先立ち、こどもの貧困に関する実態把握調査を行います。

こどもの貧困の背景には様々な社会的要因があり、家庭が生活困窮に至る経緯や、抱えている課題も一様ではないことから、アンケート調査での数値的な状況把握（①市民アンケート）のほか、日常的に子どもや家庭に関わる方々から、数字には表れにくい子どもや家庭の多様な困難の状況についてお聞きする（②支援者等ヒアリング）予定です。

こどもの意見を十分に把握し、こどもにとって最善の支援策を検討するためのものとするため、市民アンケートについては保護者だけではなく、そのこどもも対象とします。

各調査内容については、第2期計画策定時の内容をベースに、今後詳細を検討し、当会議においても委員の皆さまにご意見をいただきながら決定します。

【参考】第2期計画策定時の実態把握調査について

第2期計画策定時の市民アンケート概要

目的	子どもや家庭の生活実態に関する数値的データの把握
対象	① 市内在住の5歳児の保護者 4,000人 ② 市内在住の小学5年生の子ども及びその保護者 各4,000人（4,000世帯） ③ 市内在住の中学2年生の子ども及びその保護者 各4,000人（4,000世帯） ※ 住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査項目	○経済状況 ○生活環境 ○就労状況 ○教育に関すること ○子どもの学校生活や抱えている悩み など（子ども用：28問、保護者用41問）
調査期間	令和2年12月17日～令和3年1月8日
有効回答数	配布数：20,000 有効回答数：11,257 有効回答率：56.3%

第2期計画策定時の支援者等ヒアリング概要

目的	日頃から多くの子どもや家庭への支援に関わっている方へのヒアリングにより、数字には表れにくい子どもや家庭の状況、必要な支援等を把握
対象	区役所（こども家庭支援課・生活支援課）、児童相談所、児童福祉施設、母子家庭等就業・自立支援センター、保育所、小学校、中学校、高等学校、困難を抱える子ども・若者の自立支援事業者、地域における子どもの居場所 など 計33施設・団体等
調査内容	○子どもや家庭の抱える困難・課題 ○関係機関との連携状況・課題 ○支援にあたっての課題 など
調査期間	令和2年12月8日～令和3年1月29日

【参考】他自治体の実態把握調査概要

神奈川県（令和5・6年度）神奈川県子どもの生活状況調査

対象	小学5年生及び16・17歳とその保護者（令和6年度） 中学2年生とその保護者（令和5年度）	※ 住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配付（郵送回収又はオンライン回答）	
配布・回収	配布数：20,000、回収数：10,900、回収率：38.1%	

川崎市（令和6年度）川崎市子ども・若者調査

対象	①0～6歳の保護者 ②小学2年生の保護者 小学5年生、中学2年生の保護者及び子ども ③16～30歳の子ども・若者	※ 住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	①③郵送配付、オンライン回答 ②郵送配付、郵送回収又はオンライン回答	
配布・回収	配布数：21,000、回収数：11,565、回収率：55.1%	

大阪市（令和5年度）大阪市子どもの生活に関する実態調査

対象	・大阪市立小学校5年生及び中学2年生の全児童とその保護者 ・大阪市内認定こども園、幼稚園、保育所等の全5歳児の保護者	
調査方法	学校、保育所等を通じて調査対象者の世帯に調査票を配布・回収	
配布・回収	配布数：90,476、回収数：63,384、回収率：70.1%	

3 計画策定の進め方及びスケジュールについて(案)

		実態把握調査 (アンケート、ヒアリング)	計画推進会議及び計画検討 等	市 会
令和8年度	4月			
	5月			計画策定趣旨等報告
	6月	支援者等ヒアリング	第1回 庁内連絡会・計画推進会議 策定趣旨、進め方の共有、実態把握調査に関する意見集約等	
	7月	市民アンケート		
	8月	調査結果集計・分析		
	9月		第2回 庁内連絡会・計画推進会議 調査結果速報の共有、骨子に関する意見交換等	調査結果（速報）報告
	10月	結果とりまとめ		
	11月		第3回 庁内連絡会・計画推進会議 調査結果とりまとめの共有、素案に関する意見交換等	
			素案策定	
	12月		市民意見募集	素案報告
	1月			
	2月		第4回 庁内連絡会・計画推進会議 原案に関する意見交換等	
原案策定				
3月		計画策定	市民意見募集結果報告 原案報告	